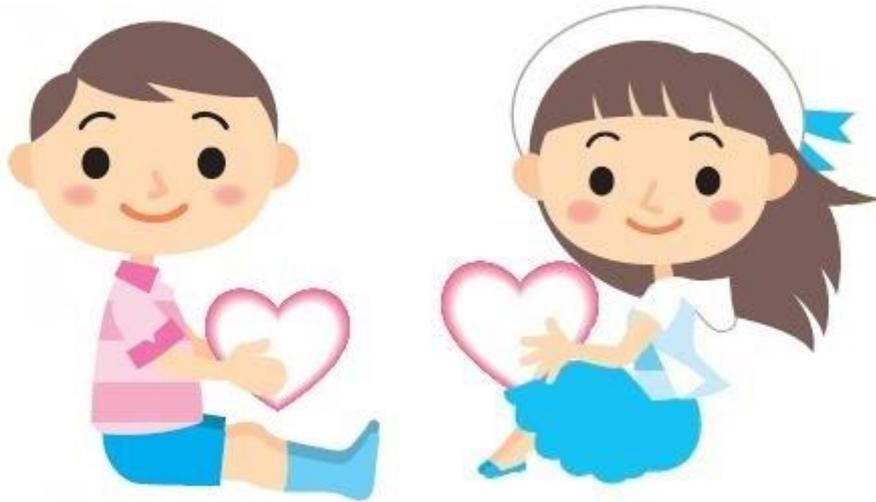


平成28年度 子どもの権利サポート委員会 活動報告書



平成 29 年（2017 年）6 月

宝塚市子どもの権利サポート委員会

(はじめに)

子どもの権利サポート委員より	1
----------------------	---

第 1 章 相談活動状況.....	3
-------------------	---

1 相談件数	3
--------------	---

2 電話相談の所要時間、相談受付曜日・時間帯	9
------------------------------	---

3 相談へのきっかけ	13
------------------	----

4 子どもの権利サポート委員会活動.....	14
------------------------	----

5 平成 28 年度子どもの権利サポート委員会活動状況について	20
---------------------------------------	----

第 2 章 広報・啓発活動.....	21
--------------------	----

1 広報・啓発活動一覧.....	21
------------------	----

2 配布物.....	22
------------	----

3 啓発活動	32
--------------	----

(おわりに)

子どもの権利サポート委員会委員、相談員より	35
-----------------------------	----

<参 考 資 料>◆子どもの権利サポート委員会の制度◆	41
-----------------------------------	----

I 子どもの権利サポート委員会設置経緯.....	41
--------------------------	----

II 子どもの権利サポート委員会とは.....	43
-------------------------	----

III 子どもの権利サポート委員会条例.....	47
--------------------------	----

(はじめに) 【子どもの権利サポート委員より】

子どもの権利サポート委員会活動について

子どもの権利サポート委員会 委員長 田中 賢一

宝塚市子どもの権利サポート委員会(以下、単に「委員会」といいます)が設置され、3年目となります。私が、この1年間で感じたことを以下記したいと思います。

1 再び、子どもの思いを大切にすること

昨年も述べましたが、親でも学校でもなく、子どもの思いを大切にして委員会を運営していこうという点は、今年も、一貫できたと思います。

しかし、3年目となると、どうしても慣れがでてきたり、ノウハウができてきます。そのこと自体は、評価すべきことかもしれませんが、注意すべきなのは、過去の事例やノウハウから、今、目の前にいる子ども見過ぎてはダメだということです。

当然のことですが、子どもは、一人一人、考え方・感じ方は違いますし、その成育歴も違います。その当たり前のことを忘れないように、枠にはめて、子どもを見ないように注意していきたいと思います。

「子どもの思いを大切にすること」。この意味を、常に真摯に、また謙虚に考えて、これからも委員会を運営していきたいと思います。

2 子どもとのかかわり方について

本年度も、相談員が、子どもから聞き取りをし、適切にアドバイスをすることで、解決する案件が増えてきました。

しかし、「解決」とは、何なのかということは、よくよく考えてみないといけないと思います。

問題が一時的に落ち着くことは、一応の解決かもしれませんが、問題は、多くの場合、ある程度の時間やプロセスを経て、発生したものだと思います。一時的に落ち着いた後に、また、問題が再発生するかもしれません。そのときに、再度、この委員会にアクセスしてもらえる信頼関係を形成することが非常に重要だと思います。

子どもが問題を抱えたときに、いつでも相談できる大人がいる、そのことが解決につながっていくのだと思います。

そのためには、問題は落ち着いていても、「今、大丈夫?」「元気している?」と、こちらから積極的に子どもに声をかけることも必要かもしれません。

また、特に、我々委員は、困難な問題から逃げてはいけないと思います。私は、問題が解決するまで、長期間、子どもとかわかってもいいと思っています。我々委員が、子どもと向き合うときに、時間と労力を惜しむようなことがあってはいけないと思いま

す。それぐらいの気合が、こちら側になれば、本当に、子どもの思いを大切することは、できないのではないのでしょうか。

3 委員会から子どもへのアプローチ

これまでも、広報の重要性は、再三述べたとおりです。

今年は、委員会が学校で人権についての授業をしたり、市民の皆様にサポート委員会の活動を報告したりすることも、検討しています。

委員会には、子どもからのアプローチを待つという受動的な側面はありますが、委員会から子どもへアプローチしていくということも検討される時期に来ていると思います。

4 意見表明等について

冒頭でも述べたとおり、3年目ともなると、委員会の中で、ノウハウ等ができてきたり、制度の問題点が見えてきたりします。

しかし、委員会の中で、問題意識を感じているだけでは意味がないのであり、積極的に外部に問題点を明らかにし、制度改善に結び付けていくことが重要であると思います。そして、このことが委員会の第三者機関としての特性を活かすことだと思います。意見表明をするためには、委員会における十分な検討・研修が必要です。しかし、それこそ、委員会で充実した準備をして、何か制度改善等につながる提言を、今年できればと考えております。

以上、気持ちばかりの文章になったかもしれませんが、より積極的に委員会活動を行っていきたいと思います。そして、委員会を通じ、一人でも多くの子どもの悩みが解決し、また、一人でも多くの子どもの権利が守られるように、できるだけ努力をしていきたいと思っています。関係者の皆様、市民の皆様のより一層のご指導、ご鞭撻よろしくお願いいたします。

第1章 相談活動状況

1 相談件数

平成28年4月1日から平成29年3月31日までの新規相談件数は62件、延べの相談件数は386件ありました。昨年度の新規相談件数は74件、延べの相談件数は386件でした。

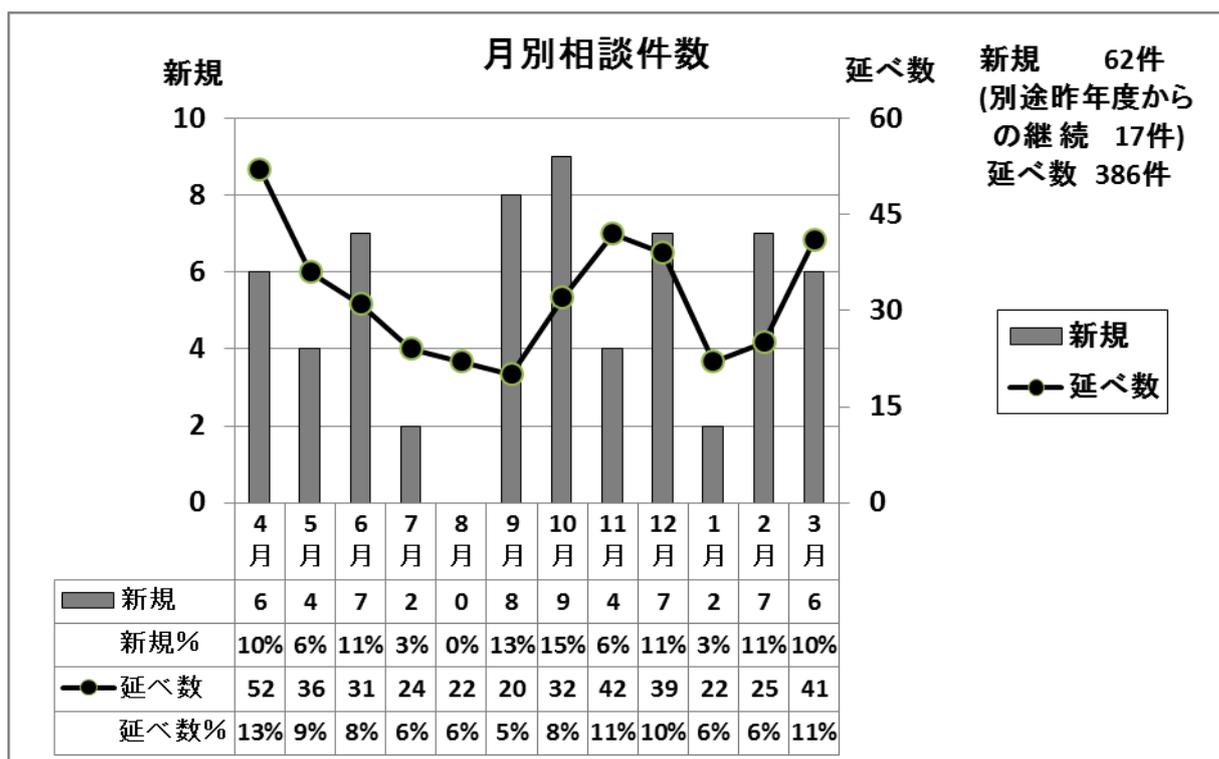
※別途、昨年度からの継続相談は17件でした。

(1) 月別相談件数

平成28年度の月別相談は、新規相談として10月に9件(15%)、次いで、9月に8件(13%)の相談を受けています。

子どもたちの学校休業期間の8月や1月には、昨年度同様、相談が少ない傾向にあります。

【子どもの権利サポート委員会・平成28年度・月別相談件数】



※新規：初回の相談

※延べ：初回相談・継続相談にかかわらず、相談を受けた回数

※1案件のうち、初回相談は新規、1案件で3回の相談があった場合は延べ数を3回と数える。

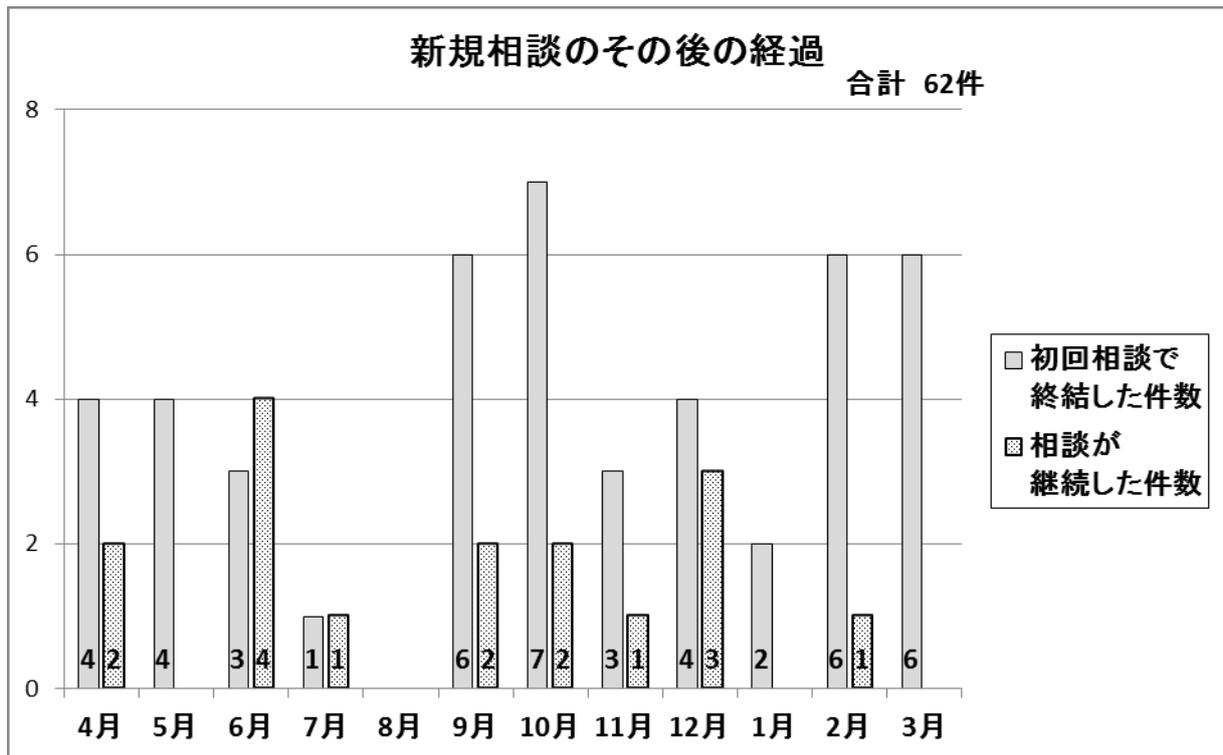
※別途、昨年度(平成27年度)からの継続案件が17件あった。

(2) 新規相談のその後の経過

新規相談として受けた相談の経過状況です。

新規相談後、初回で終わる相談が 62 件中 46 件と約 64.5%を占めており、相談者が一人で悩まずに思い切って電話してみたら、速やかな解決の道筋につながったというケースが多い傾向にあります。

【平成 28 年度・新規相談のその後の経過状況】



※別途、昨年度（平成 27 年度）からの継続案件が 17 件あった。

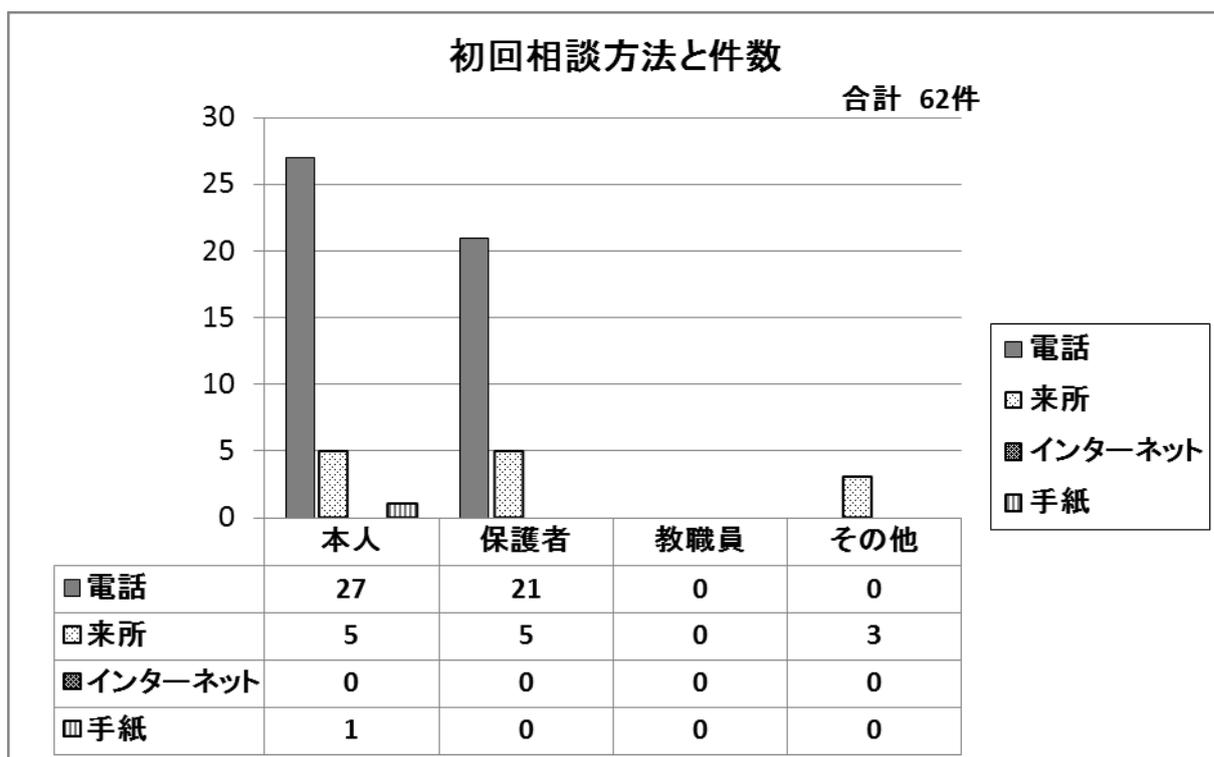
(3) 初回相談方法と件数

子どもたち本人からの相談が多く、電話による相談が 27 件（62 件中）、次いで、直接来所による相談が 5 件（62 件中）ありました。

保護者からは、電話による相談 21 件（62 件中）、次いで、直接来所による相談 5 件（62 件中）を受けました。

初回相談（新規相談）62 件中、33 件（53.2%）が子どもからの相談でした。

【平成 28 年度・初回相談の相談者と相談方法】



※その他は、祖母、他機関職員等からの相談を集計している。

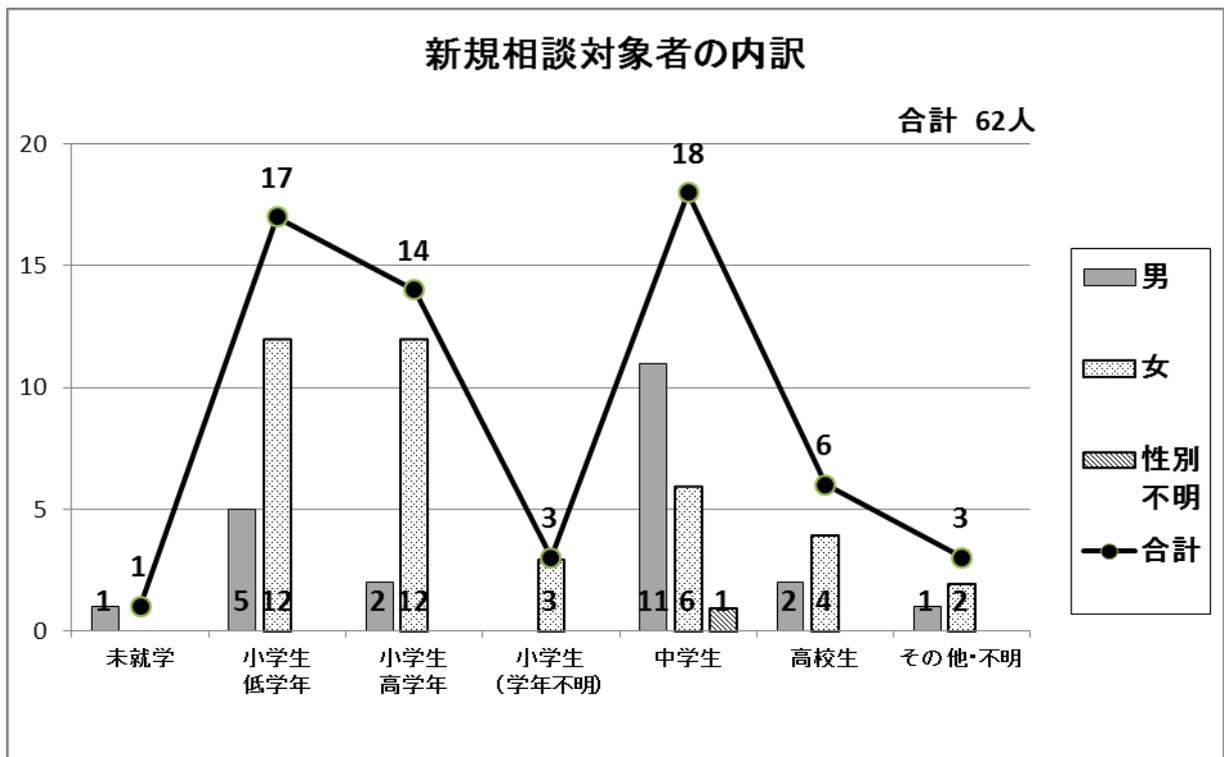
※手紙での相談受付は、平成 28 年 12 月 8 日から開始した。

※子どもと保護者一緒に来所があった場合は、子どもの初回相談来所としている。

(4) 新規相談の相談対象者の校種別内訳と男女別内訳

新規相談の相談対象者は、中学生が一番多く 18 件（62 件中）、次いで、小学生低学年 17 件（62 件中）と続きました。

【平成 28 年度・新規相談の相談対象者の校種別内訳と男女別内訳】



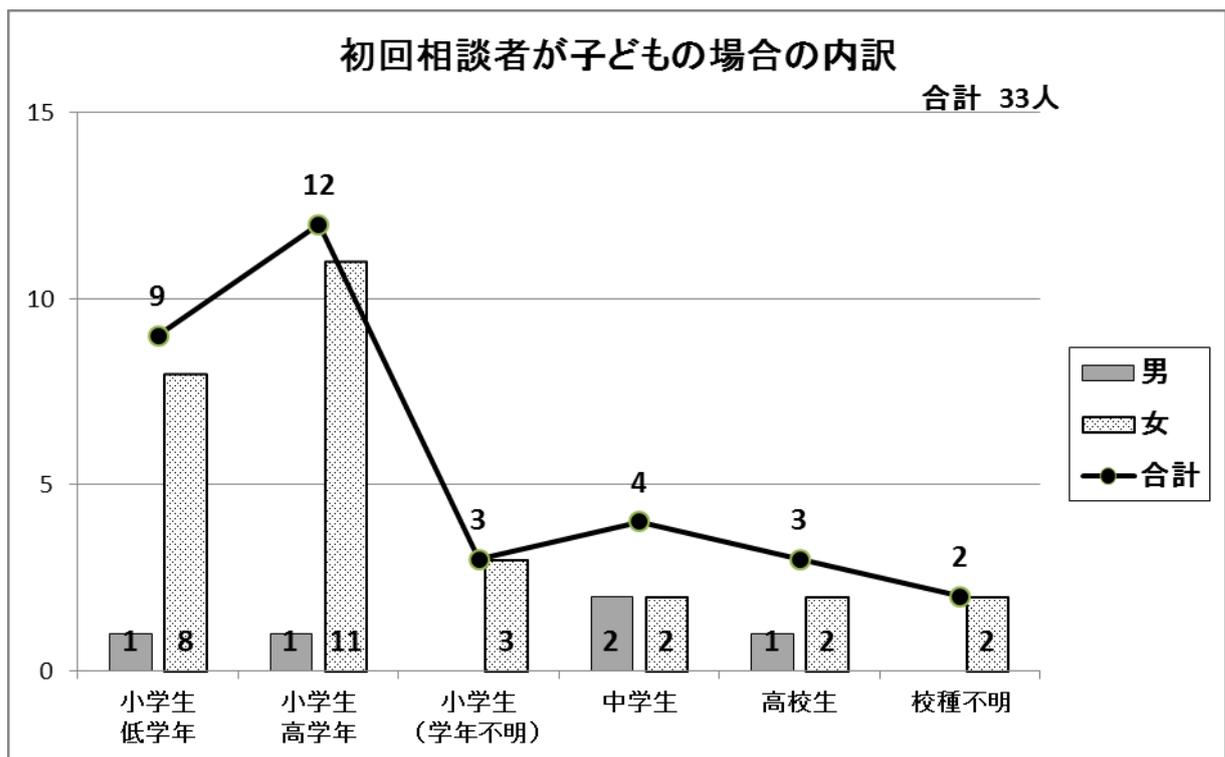
※小学生低学年は、小学 1～3 年生。小学生高学年は、小学 4～6 年。

(5) 初回相談者が子どもの場合の校種別と男女別の内訳

初回相談者は、小学生高学年女子からの相談が一番多く 11 件（33 件中）、次いで、小学生低学年女子からの相談が 8 件（33 件中）と続きました。

小学生以下は女子からの相談が多くありましたが、中学生、高校生は、男女ともに差は見られませんでした。

【平成 28 年度・初回相談者が子どもの場合の校種別と男女別の内訳】



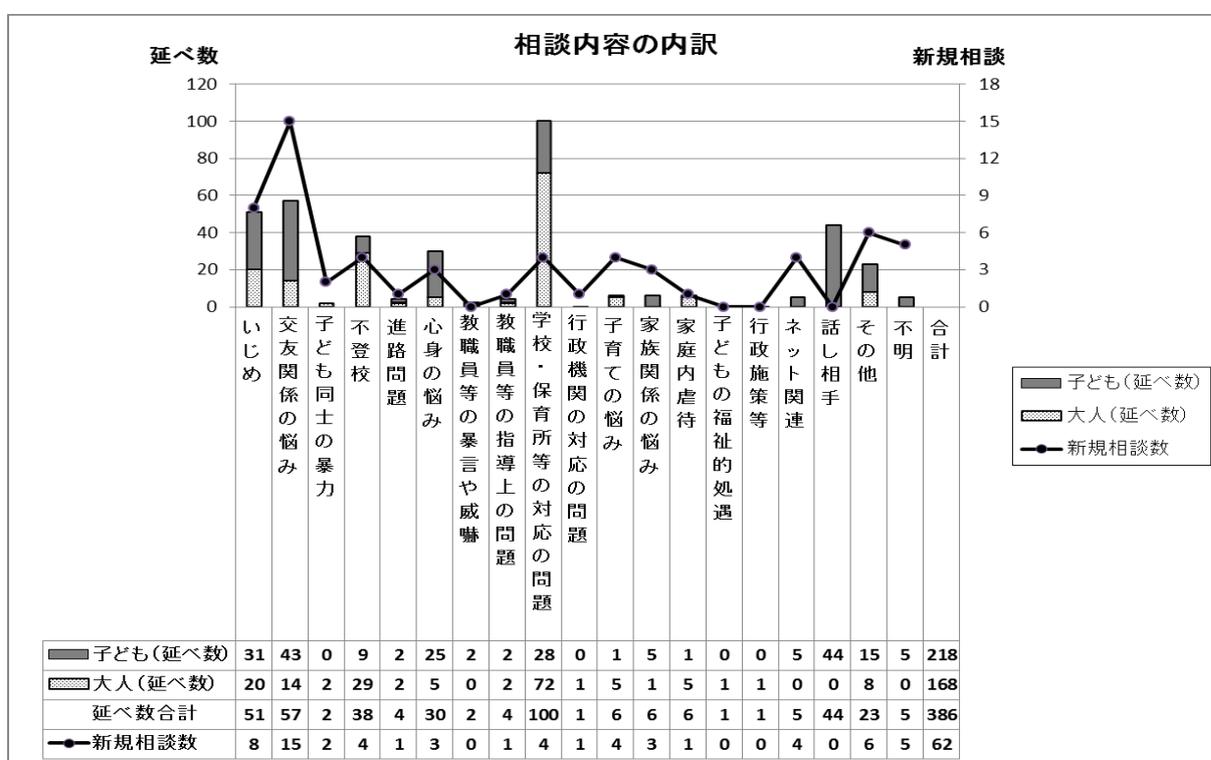
※小学生低学年は、小学 1～3 年生。小学生高学年は、小学 4～6 年。

(6) 相談内容の内訳

新規相談の相談内容としては、交友関係の悩み 15 件（62 件中）、次いで、いじめ 8 件（62 件中）、不登校、学校・保育所等の対応の問題、子育ての悩み、ネット関連 4 件（62 件中）と続きました。

延べ数の相談内容としては、学校・保育所等の対応の問題 100 件（386 件中）、次いで、交友関係の悩み 57 件（386 件中）、いじめ 51 件（386 件中）と続きました。

【平成 28 年度・相談内容の内訳】



※新規相談時の主訴相談内容で振り分けている。

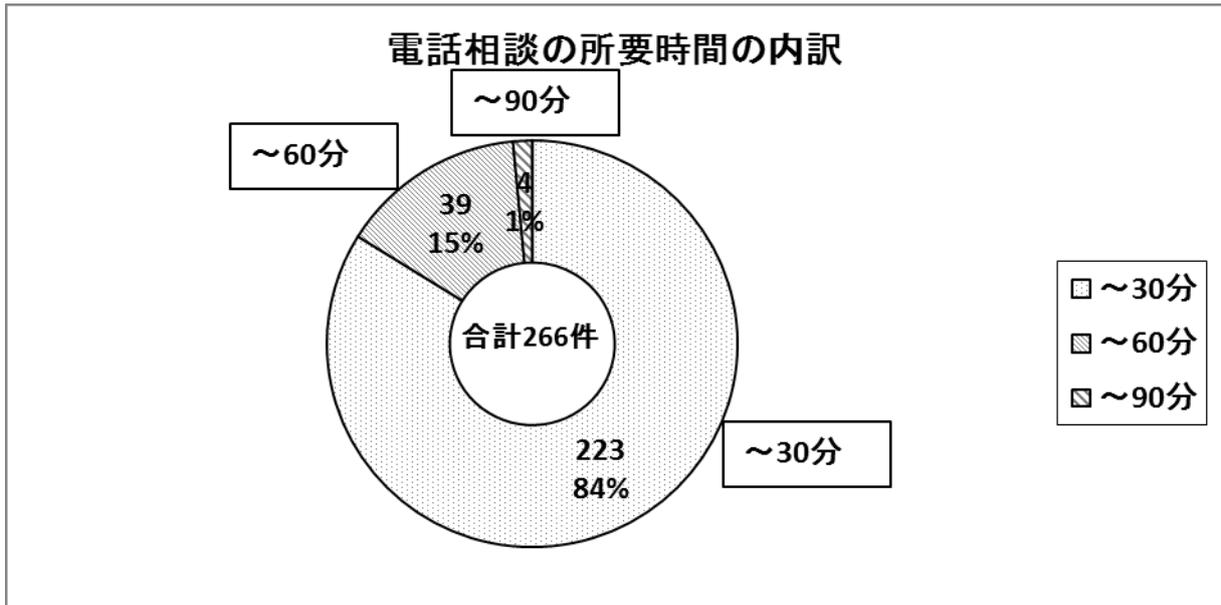
※延べ相談件数は、継続した相談の際の主訴でカウントしている。
そのため、相談内容が追加される場合がある。

2 電話相談の所要時間、相談受付曜日・時間帯

(1) 電話相談の所要時間の内訳

30分以下の電話相談が全体の84%(223件)、次いで、60分以下15%(39件)となりました。1時間(60分)以上を超えての相談16%(43件)ありました。

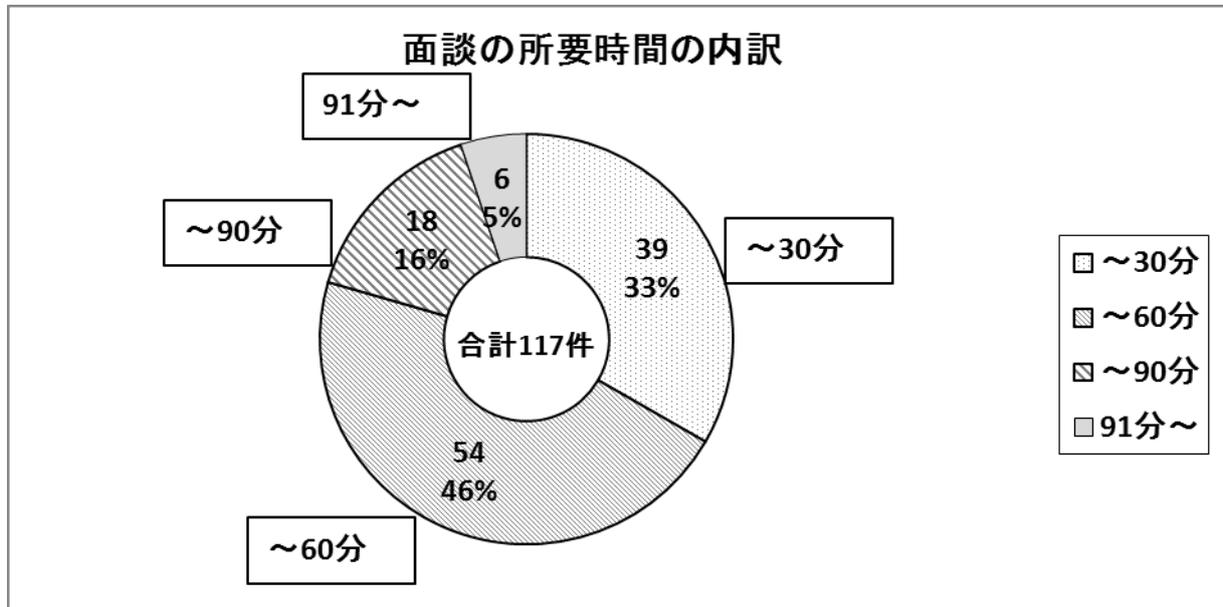
【平成28年度・電話相談の所要時間の内訳】



(2) 面談の所要時間の内訳

31分から60分までの来所による面談相談が最も多く46%（54件）でした。これには学校を訪問しての面談時間も含んでいます。

【平成28年度・面談の所要時間の内訳】



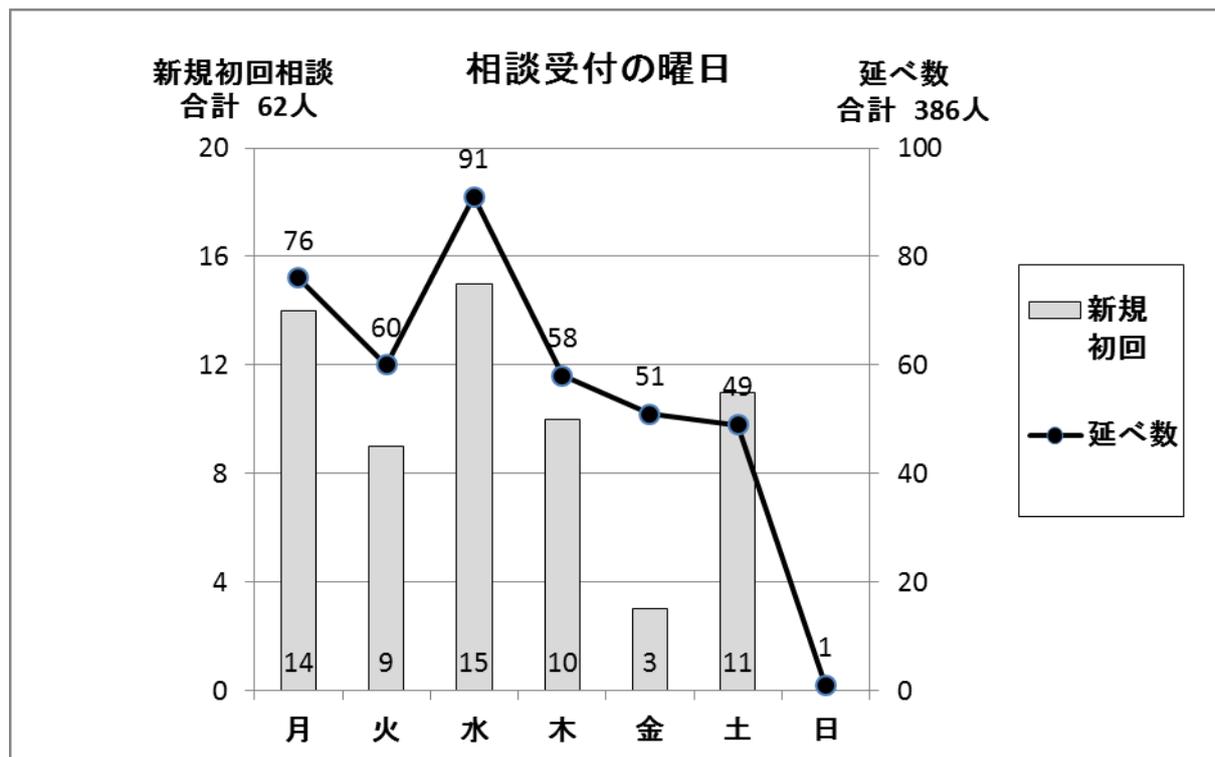
※面談は、来所相談や訪問（学校への調整等）を含んでいる。

(3) 相談を受け付けた曜日

新規相談では、水曜日が15件（62件中）と一番多く、次いで月曜日が14件（62件中）、土曜日が11件（62件中）と続きました。

継続する延べ数では、水曜日が91件（386件中）、月曜日が76件（386件中）、火曜日が60件（386件中）と続きました。

【平成28年度・相談を受け付けた曜日】



※相談できる曜日

月～金曜 13:00～19:00

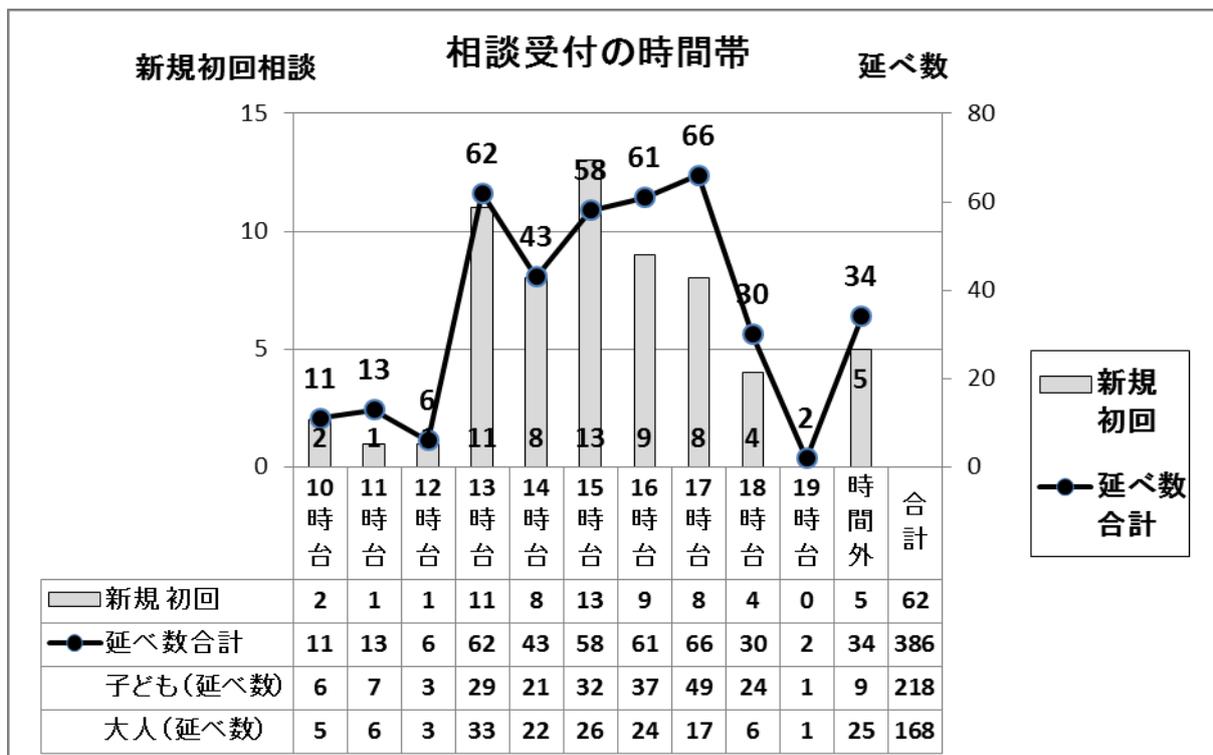
土曜と第1・3火曜 10:00～17:00と周知している。

(4) 相談を受け付けた時間帯

新規相談で多く受付をした時間帯は、15時台が13件(62件中)、13時台が11件(62件中)でした。

相談受付時間開始すぐと、放課後の時間帯の相談が多い傾向にあります。

【平成28年度・相談を受け付けた時間帯】



※相談できる時間

月～金曜 13:00～19:00

土曜と第1・3火曜 10:00～17:00と周知している。

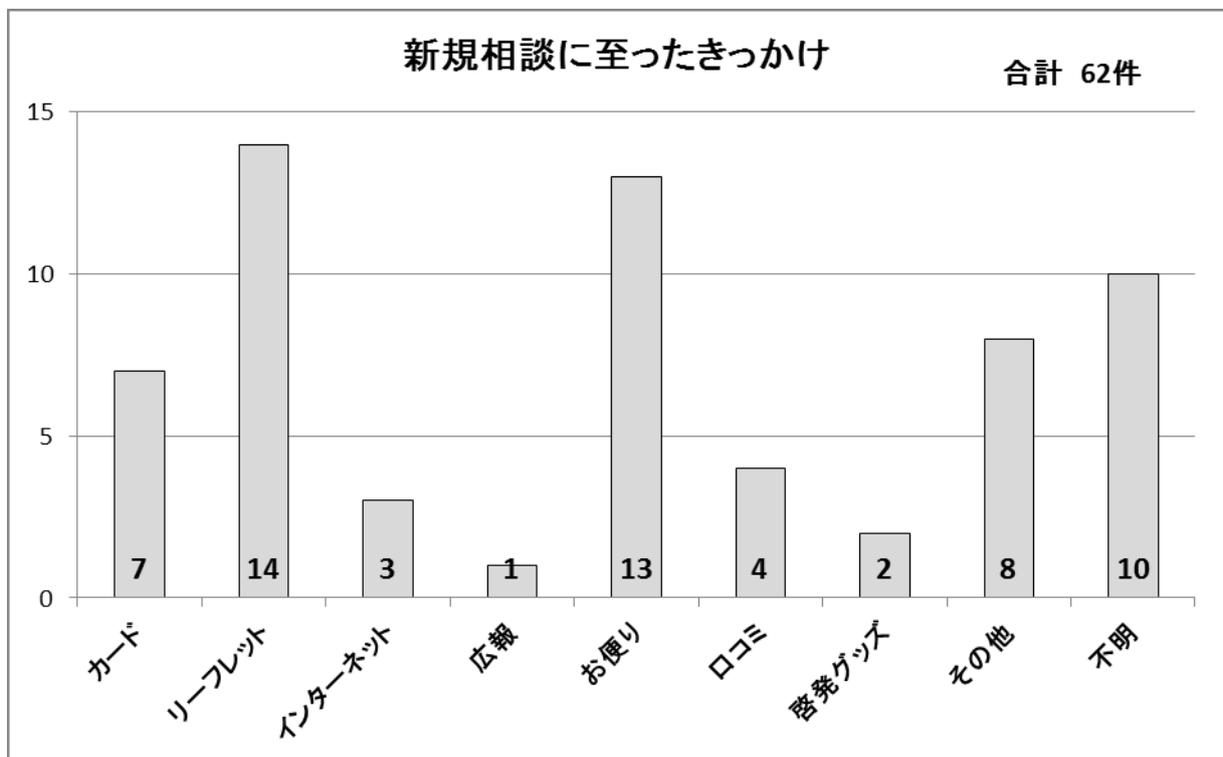
3 相談へのきっかけ

・新規相談に至ったきっかけ

新規相談に至ったきっかけとして、リーフレットが一番多く 14 件（62 件中）でした。リーフレットは、5～6 月にかけて市内小中高等学校での配布、各公共機関に設置しました。次いで、お便り（子どもの権利サポート委員会だより）13 件（62 件中）でした。

お便り（子どもの権利サポート委員会だより）は、市内小中高等学校での配布を依頼しました。お便りとともに啓発グッズ、ダイアルカード、リーフレットを配布していることから記憶に残りやすく相談のきっかけにつながったものと推測されます。また継続した相談の中で、啓発グッズをもらったことで、身近に感じ、いつも持ち歩いている。との声も聴かれました。

【平成 28 年度・新規相談に至ったきっかけ】



※カード（ダイアルカード）、リーフレットは、市内の公私立小学校・中学校・高等学校を通じ配布を行った。

※啓発グッズは、市内の公私立小学校・中学校を通じ配布を行った。

※お便り（子どもの権利サポート委員会だより）をカード、リーフレット、啓発グッズ（小3クリアファイル、小6・中3ボールペン）とともに配布を行った。

※啓発時期等は、第2章 1 広報・啓発一覧に掲載

4 子どもの権利サポート委員会活動

(1) 子どもの権利サポート委員会会議及びケース協議

開催回数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
委員会 会議 ※1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
ケース 協議 ※2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	1	2	23

※1 委員会会議（条例に定められた会議）

子どもの権利サポート委員会委員長が議長として会議を進め、子どもの権利サポート委員会の制度のことや、サポート委員会で決定する事項等を話合う。

※2 ケース協議

それぞれの事案（ケース）の担当委員や、相談員からの相談内容の報告を受けて、それぞれの事案について協議を行う。

◎委員会会議議題

4月13日

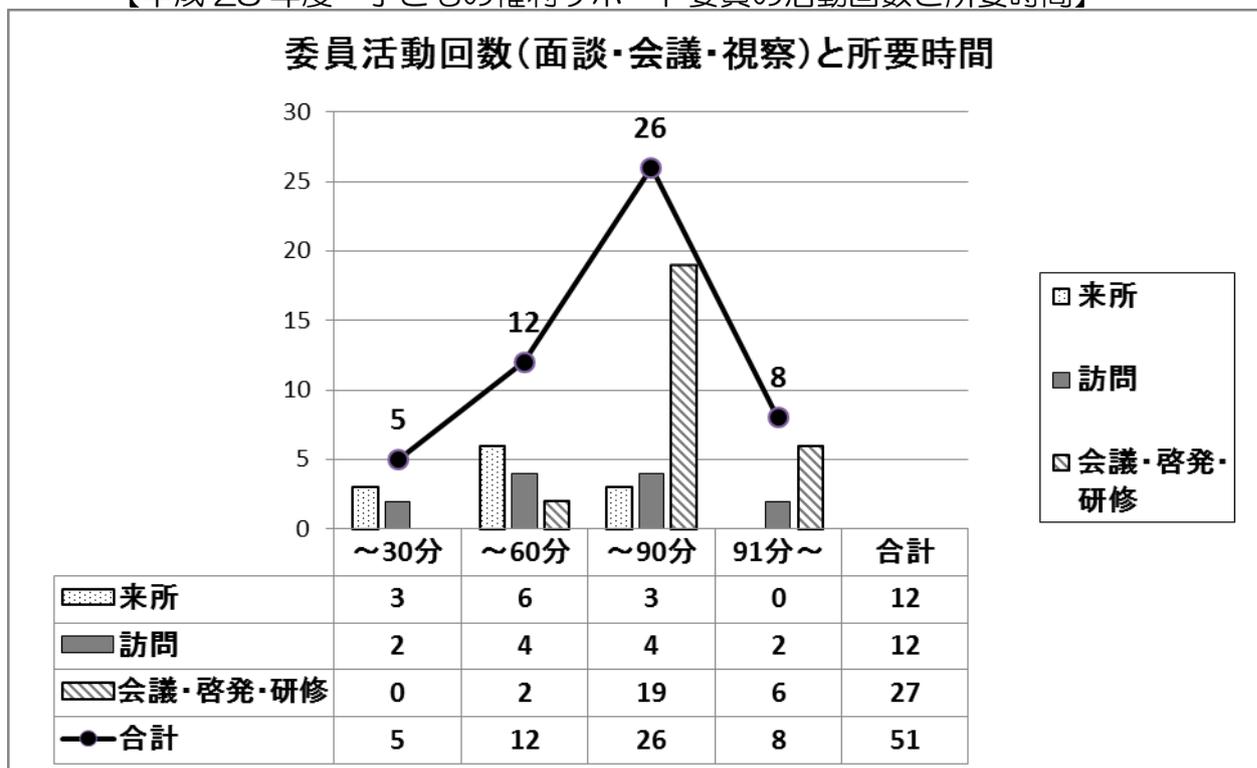
「平成28年度活動（案）について」

「平成27年度活動報告について」

(2) 子どもの権利サポート委員会の活動回数と所要時間

子どもの権利サポート委員会委員として、ケース協議や委員会活動された活動です。

【平成 28 年度・子どもの権利サポート委員の活動回数と所要時間】



※子どもの権利サポート委員会委員が活動したもの

- ・来所とは、相談者が子どもの権利サポート委員会（フレミラ宝塚）へ来ていただき、委員へお話を聴かせていただいているもの。
- ・訪問とは、学校等に出向き、相談や調整活動（代弁等）を委員により行ったもの。
- ・会議・啓発・研修とは、相談があったケース検討や、委員会会議、また、啓発としての講演会を委員より行ったもの。研修は、外部講師による研修などを委員が受けたもの。

(3) 関係機関への調査・調整活動

■申立て受付件数

0件

■発意による調査件数

0件

■調査件数

0件

■勧告・要請、意見表明件数

0件

■公表件数

0件

□調整活動（関係機関への働きかけなどを行ったもの）

5件（案件数）

中学校2年 女

中学校3年 男

中学校3年 男

高等学校1年 男

高等学校3年 女

(4) 調整活動事例（相談事例）

※プライバシー保護のため、一部変更しています。

事例1 【相談者】 高校1年生 男子Aくん

【概要】 子ども同士のトラブル

（子ども同士のトラブルに双方の親が介入・学校の初期対応における問題）

初回相談 初回相談は保護者のみ。

学校から電話で呼び出され、子ども（A君）が学校の秩序を乱し、学生としての本分に反する行為をしているという事由により、生徒指導の対象になったこと、および最悪の場合は退学となり得ると担任から言われた。父親が子ども（A君）に事情を尋ねたところ同じクラスの（生徒X君）にそそのかされてやった行為だったと告白しA君自身はX君から暴力を振るわれ受傷することもあり、また金銭の搾取と要求もあったことが発覚したため、担任に事実関係の確認と調査をしてほしいと依頼した。その後、A君と両親は学校長から「この件はX君による非常に由々しい問題行動である」と報告された。そして「生徒指導にあたる問題行動」として再調査を行い真相の究明と解決をはかると約束された。しかし翌日、再調査をすると聞いたにも関わらず、学校長からこの案件に関しての真相究明は行わない、生徒指導の対象にはあたらないと報告された。理由はA君および他の生徒に聴き取りをした内容とX君の主張に食い違いが見られるためこの問題は単なる喧嘩であり、両成敗にすると述べられた。またX君の両親が生徒指導となったことに異議と不服を強く申し出ているため、学校はこの件に介入しないことにした、この先は親同士で決着をつけるようにと言われた。このような対応をする学校に不信感を持ち、子どもの権利サポート委員会に来室された。

対応 子どもの権利サポート委員が、話を傾聴し、解決に向けて幾つかの方法を提案した。

- ・子どもの権利サポート委員会がA君の思いに寄り添いながら面談を行い学校に介入する方法
- ・親同士のトラブルも含め、調停の場で話し合いを持つ方法 など

親の思いはX君と保護者からの謝罪を求めたいが、子どもの思いは、学校が主体的に解決してくれることを望んでいる、子ども自身も子どもの権利サポート委員会に来室し、自分の考えを述べたいと思っているため、子どもの思いを尊重したいと保護者は述べられた。

後日、A君自身が来室される

- 経過① A君と面談。子どもの権利サポート委員・相談員対応。
A君の思いを聴く。X君の暴力行為に対しては、自分もやり返したためお互い様だった点もある。
お互い気まずいまま高校生活を送ることはいやなので、X君から謝罪があれば受け入れ、その上で和解をしたい。子ども同士の問題が親同士の諍いに発展することは自分の意思とは反する。
学校が「生徒指導の対象になる問題行動として案件を扱い、解決をはかる」と一度決定したことが保護者にクレームをつけられたことにより撤回された点は納得できない。不信感が募っている。
子どもの権利サポート委員会よりX君と機会を作って話をしてみるのはいかがでしょうか？子ども同士で話をするなら案外分かり合えるかもしれないと提案したところ、そのようにしたいと前向きな返事があった。
- 経過② A君の思いを伝えるため、またいじめ問題の基本方針を伺うため、子どもの権利サポート委員・相談員が学校を訪問。
学校が初期対応時に一方の話だけを聞いて判断してしまったため、子ども同士の問題から親同士をも巻き込む込むことになり、複雑になってしまったことが分かった。
学校自体が混乱しているため、学校主体で問題を解決するには相当な労力と時間がかかることをふまえ、子ども同士で話し合いができる場を設定し、双方納得した上で問題を終わらせることを学校に提案した。
- 経過③ 学校にて子ども同士が話し合う。
複数の教員の立ち合いのもと、A君X君、両者の話し合いが行われた。
A君から話を切り出し、暴力の件や金銭に関する問題について経緯を確認する形で話し合いが進んだ。
X君も当時の出来事を思い起こし、双方の記憶にずれや勘違いがあったが、X君は自分の非を認め謝罪をした。二度と、暴力や金銭トラブルを起こさないことも約束し、和解に至った。
学校の感触としては非常に穏やかな話し合いの場であったと報告を受けた。学校は子どもの権利サポート委員の尽力に感謝された。
- 経過④ A君が子どもの権利サポート委員会に来室
話し合いの場が持てたことで自分の気持ちが整理でき、今はとてもすっきりした気持ちであると報告してくれた。双方の保護者もこれ以上、何も言わないということで落ち着いた。

事例 2 相談者と相談員とのやりとりの中で解決した事案

※プライバシー保護のため、一部変更しています。

【相談者】 高校生男子生徒

【相談内容】 (来所相談)

学校の部活動での人間関係に悩んでいる。先輩からの厳しい言葉がけが続き、自分の居場所がない。加えて最近では、学業との両立も難しくなってきたので、部活を退部したいと思っている。しかし、一度始めた部活は最後までやり切れと保護者が退部を許してくれないばかりか、自分の話もろくに聞いてくれない。サポート委員会から母親に電話して説得して欲しい。

【対応】 相談者の話を傾聴しつつ、どうすれば問題が解決できるか、一緒に考えてみようという提案。話し合いをすすめる中で、自分自身の事なので、自分の口から母親に説明したいと相談者の考えが変わっていった。そこで、どのように説明すれば話を聞いてもらえるかを一緒に考えた。後日相談者より、自分の考えや意見を母親にしっかり伝えることができ、理解してもらえたとの報告があった。その後、相談者からの口コミ紹介で、友人らも相談室を訪れてくれるようになった。

【相談者】 小学校高学年女子児童

【相談内容】 (電話相談)

同じクラスの女子児童2名と仲良し3人組を結成し、楽しく学校に通っていた。しかし、急に二人が冷たくなり、自分の悪口をコソコソ言っているようでショックを受けた。以前みたいに仲良くしたいと思っているが、どうしたらいいだろうか。

【対応】 相談者の話を傾聴しながら状況を整理したところ、相談者は実際に悪口を聞いたのではなく、何となく二人の様子からそう感じているとのが分かった。相談者自身は以前のように仲良くしたいとの思いがあり、できればその思いを直接伝えたいという意向があったので、その気持ちを応援し、どのように伝えるかを一緒に考えた。後日、相談者から電話があり、悪口を言っていたのは自分の勘違いだった、今は以前のように仲良し3人組で楽しく学校に通っているとの報告があった。

【相談者】 小学校低学年男子児童

【相談内容】 (電話相談)

学校から帰宅したところ、明日までの宿題を学校の机の中に忘れたことに気がついた。保護者は不在で、どうすればよいか分からない。担任からは、必ず明日、宿題を持参するようと言われており、困ってしまった。

【対応】 困ったときに勇気を出して電話を架けてくれたことを讃えた上で、自宅と学校の距離が近いことから、忘れ物を学校に取りに行くことになった。相談者からの希望もあったので、念の為、忘れ物を学校に取りに行くことをサポート委員会から担任に電話で知らせることになった。今後も困ったことがあれば、気軽に電話をしてきて欲しいと伝えた。

5 平成 28 年度子どもの権利サポート委員会活動状況について

平成 26 年 11 月 1 日から子どもの権利サポート委員会条例施行し、活動をはじめ、2 年半が経過しました。活動年数はまだまだ浅いですが、平成 26 年度からの実績については下記のとおりでした。

平成 26 年度 新規相談件数（27 件）
（11～3 月） 延べ相談件数 122 件

平成 27 年度 新規相談件数（74 件）、前年度よりの継続件数（4 件）
延べ相談件数 386 件

平成 28 年度 新規相談件数（62 件）、前年度よりの継続件数（17 件）
延べ相談件数 386 件

この間の実績数については数字上で変わりはありませんでしたが、今後も、身近に相談できる機関であること、一人でも多くの子どもたちにとって安心できる場であることを、広報活動に力を入れ周知していきたいと思えます。

現在、子どもたちへのお便り（子どもの権利サポート委員会だより）、リーフレット、ダイヤルカード、啓発グッズの配布した直後は、電話相談等が比較的多い傾向にあるため、より充実努めるとともに、平成 29 年度以降は委員による出前授業などを企画し、地域や学校などでの啓発を拡げていくことを検討します。

第2章 広報・啓発活動

1 広報・啓発活動一覧

平成28年度活動広報啓発活動

取組内容	対象	時期	方法
リーフレット配布	市内の小・中・高等学校（公・私立・県立）・養護学校（計48校）に通う子ども約26,000人	5月	学校を通じて市内在校全児童生徒に配布
サポート委員会だよりの発行 小・中（第4号）高（第3号）	市内の小・中・高等学校・養護学校（公・私立）（計48校）に通う子ども約26,000人	5月	学校を通じて市内在校全児童生徒に配布（リーフレットとともに配布）
駅内ポスター掲示	構内掲示しての周知	7月	阪急宝塚駅、逆瀬川駅構内掲示板にポスター掲示
ダイヤルカード配布	市内の小・中・高等学校（公・私立・県立）・養護学校（計48校）に通う子ども約26,000人	10月、11月	学校を通じて市内在校全児童生徒に配布
サポート委員会だよりの発行 小・中（第5号）高（第4号）	市内の小・中・高等学校（公・私立・県立）・養護学校（計48校）に通う子ども約26,000人	10月、11月	学校を通じて市内在校全児童生徒に配布（ダイヤルカードとともに配布）
行事参加	イベント参加者へ啓発用品配布、アンケート実施	10月	10/29フレミア秋まつりに参加（クイズラリー） アンケート実施「困ったとき誰に相談しますか？」
行事参加	小学生のイベント参加者へダイヤルカード配布	10月	10/31フレミア宝塚で開催されたハロウィンイベントに参加
子ども施策と地方自治全国自治体シンポジウムへ参加	分科会での発表	10月	10/8、9 宝塚市にて開催「相談・救済」分科会にて 宝塚市子どもの権利サポート委員会制度・活動等を田中賢一委員長、西友子委員より発表
校区人権学習	逆瀬台小学校校区人権学習への参加	12月	12/8「子どもの人権 ～ 保護者と子どものかわりについて～」西友子委員により講演
リーフレット、ダイヤルカード	市内施設への設置依頼	2月	市内各公共施設へ設置依頼
手紙フォーム	市内施設への設置依頼	2月	市内各公共施設へ設置依頼
啓発グッズの配布（クリアファイル）	市内の小・中学校（公・私立）・養護学校（計28校）に通う小学3年生の子ども約2,600人	2月	学校を通じて対象児童生徒に配布
啓発グッズの配布（赤ボールペン）	市内の小・中学校（公・私立）（計39校）に通う小学6年生及び中学3年生の子ども約5,100人	3月	学校を通じて対象児童生徒に配布
サポート委員会だよりの発行 小・中（第6号）	市内の小・中学校（公・私立）、養護学校（計42校）に通う子ども約22,500人	2月、3月	学校を通じて児童生徒に配布（啓発グッズとともに配布）
広報紙へ掲載	相談窓口	年中	
HP掲載	サポート委員会について	年中	

視察

取組内容	視察	時期	内容
視察受け入れ	大津市「いじめ対策室」	8月31日	宝塚市子どもの権利サポート委員会活動や場所について
視察実施	豊田市「子どもの権利相談室」	3月23日	・啓発活動の取り組みについて ・権利学習の参加について

関係機関

取組内容	関係機関	時期	内容
情報交換	教育支援課	3月9日	Palの現状について

今後も継続した広報、啓発活動を行っていきます。

2 配布物

◆周知用カード

2017

こんなとき…話してみてね。

ちょっと話したい
困った、おこられた
いじめにあった
友達とけんかした
しんどい、つらい
どうしよう…

お電話でも来てくれてもいいよ！
何でもお話してみてね。
子どもの気持ちを大切にします。

無料相談電話
0120-931-170
携帯・公衆電話OK

ひみつはまもります

宝塚市
子どもの権利
サポート委員会
(子ども悩み相談)

どんなお話でもいいよ

あいている日と時間
月～金曜日 13時～19時
土曜日、第1・3火曜日
10時～17時

年末年始、日・祝日はお休みです。

至宝塚 阪急宝塚線 至梅田
● 売布神社 ● 中山観音
● ビビアめ ● 風通し76号
● 一方通行 ● タイマー
● ぷらざこむ1 ● ぷらざこむ2
● こむの作業所 ● 福社コミュニティラザ

至宝塚 JR 福知山線 至中山寺

たからづか かい めふ ひがし ちよう
プレミア宝塚2階 (売布東の町12-8)

◆周知用ポスター

宝塚市
子どもの権利サポート委員会

相談を聴く
一緒に考える
調べる・助ける
解決

ひみつは守るよ！
電話でもいいの
事でも大丈夫だよ
話しはじっくり
きこよ
解決に向けて関係
する人に努力・協力
してもらおうよ！

ほっとできるように一緒に考えてみませんか？

受付方法：電話、来所
受付時間：月～金曜日 13時～19時
土曜日 10時～17時
ただし、第1・3火曜日は10時～17時
年末年始、日・祝日はお休みです。

場所：プレミア宝塚2階
〒665-0827 宝塚市売布東の町12番2号

0120-931-170

宝塚市
宝塚市子どもの権利サポート委員会事務局
TEL 0797-91-2001

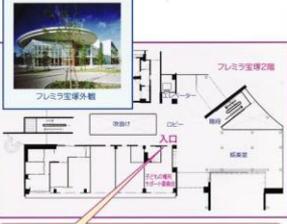
◆周知用リーフレット

宝塚市

子どもの権利サポート委員会とは

「宝塚市子どもの権利サポート委員会」は、宝塚市子どもの権利サポート委員会条例により、行政機関からの独立性が確保され子どもの権利救済を図るために設置された第三者的に子どもに寄り添う専門機関です。

宝塚市内在住・在学・在勤の18歳未満の子ども及び18歳未満の子どもが通学等できる施設(高等学校、高等専門学校等)に通う19歳までの者を対象とし、子どもの気持ちを早期に受け止め、相談に応じるだけでなく、子どもの最善の利益を実現していくことを目的とし、関係機関との調整を行ったり、救済の申立て等により、調査したり、関係機関への協力や改善を求めています。子ども自身が本来持っている力を十分に発揮できるよう、問題解決に向けた支援を行います。



子どもの権利サポート委員会

子どもの権利サポート委員会のお部屋です。

相談するには？

電話をする

0120-931-170

携帯・公衆電話からも無料です

会って話をする

直接相談室に来てください。
あなたの近くに出かけて行くこともできます。

手紙を書く

手紙での相談は下記住所まで送ってください。
(くわしくはホームページにて)

対象となる人

- 宝塚市内在住・在学・在勤の18歳未満の子ども
- 18歳未満の子どもが通学等できる高校等に通う19歳までの者

(相談はどなたからでもできます)

相談できる曜日と時間

月曜～金曜：昼1時から夜7時まで
土曜と第1・3火曜：朝10時から夕方5時まで
(日曜・祝日・年末年始はお休みです)

場 所

プレミラ宝塚2階
〒665-0867 宝塚市売布東の町12番8号
阪急電鉄売布神社・中山観音駅から歩いて10分
阪急バス福祉コミュニティプラザ前下車すぐ



宝塚市

子どもの権利サポート委員会



無料相談電話 **0120-931-170**

携帯・公衆電話OK



2017

ひとり悩まないで、何でもお話してみてね!

こんなとき…

- ちょっと話したい。
- つらい、苦しい、困った。
- いじめられている。
- どうしたらいいかわからない。
- だれにも言えない。

相談はどなたからでもできます

自分のことではなく
友達のことでも大丈夫です



子どもの権利サポート委員会

子どもの権利サポート委員会

無料相談専用電話

0120-931-170

子どもの気持ちを一番大切にします。
直接相談室にも来てくださいね。

解決

- 元気になった
- どうすればいいかわかった
- ほっとした
- 安心した、もう大丈夫

困ったことがあれば、また相談してください。
相談が終わっても、必要があれば関係する人たちの見守り支援をお願いできます。

話してみてね

- 友だちのこと
- 学校のこと
- 家族のこと
- 自分のこと
- バイト先のことなど…

うまく話せなくてもいいよ。
どんなことでも話してみてね。

いっしょに考える

- あなたの気持ちをじっくり聴きます。
- あなたにとって一番よい方法をいっしょに考えていきます。

勧告・意見表明・要請

● 必要な場合は協力してもらう人、関係する人に、こうなればもっとよくなる等、改善を求めることができます。

調べる・協力を依頼する

● あなたといっしょに考えたことを、関係する人に話を聞いたりして、解決に向けて協力をお願いできます。あなたの考えや気持ちを代わりに伝えることもできます。

◆啓発グッズ

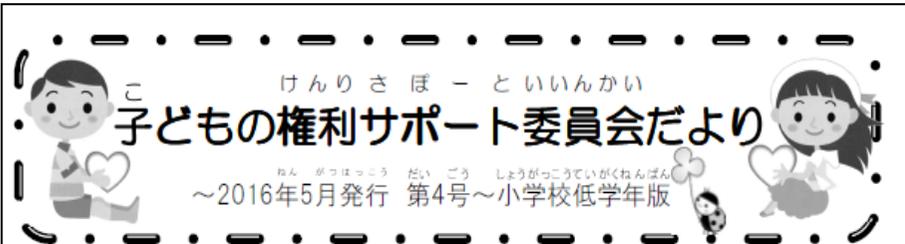
①小学3年生 クリアファイル



②小学6年生、中学3年生 赤ボールペン

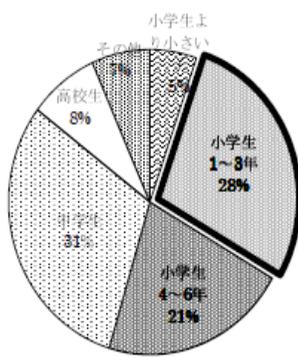


小学生低学年版



みなさんは、新しい先生やおともだち、クラスにはもうなれましたか？
サポート委員会では、みなさんからの相談をじっくりきいて、いっしょに考えていきます。いつでも相談してね。まっています。

昨年こぞの相談さうだんの割合わりあい



H27年4月～H28年3月

昨年1年間こぞは小学生1～3年生せいのねんの人の相談さうだんが全体の1 / 4より多くありました。
お友達関係ともだちかんけいの相談さうだんが一番多く、いじめ、心の悩み相談なやまひさうだんなどもあります。

おうちの人に電話でんわをかけてもらってから代わってもらってもいいよ。もちろん自分で相談さうだんしても大丈夫。相談さうだんは1回だけでもいいし、何回してもいいです。

発行：宝塚市子どもの権利サポート委員会 宝塚市売布東の町12番8号フレミラ宝塚2階

0120-931-170

月～金曜日 13時～19時
土曜日 第1・3火曜日 10時～17時

(日曜・祝日・年末年始はお休みです)



※保護者の方等のご相談もお受けしていますが、解決の主体は「子ども」であることをご説明し、サポート委員会が直接子どもの話をお聴きたいということをお伝えしています。

小学生低学年版



みなさんは、子どもの権利サポート委員会を知っていますか？
クイズに答えてみてね！

クイズ1 どこにありますか？
①宝塚市役所の2階
②フレミラ宝塚(大型児童センターのある建物)の2階
③宝塚市立図書館の2階

こたえ②フレミラ宝塚(大型児童センターのある建物)の2階

クイズ2 いつ利用できますか？
①日曜日
②月～土曜日
③火～金曜日

こたえ②月～土曜日(年末年始・祝日除く)
月～金曜日 13時～19時
土曜日/第1・3火曜日 10時～17時

クイズ3 何をするとおこすところですか？
①宿題の答えを聞くところ
②遊ぶところ
③困った時に相談するところ

こたえ③困った(友達とけんかした、つらい、どうしたらいいかわからない)時に相談するところ
相談員
電話でも、来てくれてもいいよ

相談することは、とても勇気がいるし、不安がいっぱいだと思います。でも、相談してくれた子たちからは、「相談してよかったです、ほっとしました。」という声をよく聞きます。私たちは、皆さんの応援団です。

発行：宝塚市子どもの権利サポート委員会 宝塚市売布東の町12番8号フレミラ宝塚2階

0120-931-170

月～金曜日 13時～19時
土曜日 第1・3火曜日 10時～17時

(日曜・祝日・年末年始はお休みです)



※保護者の方等のご相談もお受けしていますが、解決の主体は「子ども」であることをご説明し、サポート委員会が直接子どもの話をお聴きたいということをお伝えしています。

小学生低学年版

こ けんり さ ぼ - と い い ん か い
子どもの権利サポート委員会だより
 ~2017年2月発行 第6号~小学1~3年生版

しょうがっこうていがくねん しょうだん
小学校低学年のみなさんから、こんな相談がありました。

- 先生から家に持って帰るように言われたものなのに、
学校から持って帰るのを忘れてしまい、どうしたらよいか
わからない。
- 担任の先生から嫌われているのではないかと心配。
- クラスメートがいじわるしてくることがあり、どうした
らいいかわからない。



ききたいことがあったり、どうしようかと困った時に、サポ
ート委員会にお電話くださいね。

名前は言いたくなければ言わなくてもいいし、上手にしゃべ
らなくてもいいよ。何回も同じ内容でもいいよ。

お話をさせてね。まっています。



ホームページも見てね！（だからづかきっずで探してみてね！）



0120-931-170

（日曜・祝日・年末年始はお休みです）

月～金曜日 13時～19時
土曜日 第1・3火曜日 10時～17時

宝塚市売布東の町12番8号フレミラ宝塚2階

ひみつば
まもります

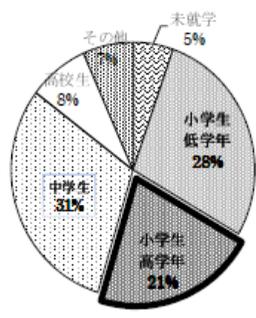
こ けんり いいんかい
子どもの権利サポート委員会だより

～2016年5月発行 第4号～小学校高学年版

みな あたり かんきょう な
 皆さんは、新しいクラスや環境にはもう慣れましたか？

サポート委員会では、皆さんからの相談をじっくり聴いて、どうしたら
 安心できるかを一緒に考えます。いつでも相談してください。お電話
 でも直接来てくれてもいいよ。待っています。

昨年さくねんの相談割合そうだんわりあい



H27年4月～H28年3月

昨年1年間さくねん ねんかんは小学生高学年しょうがくせい こうがくねんの人の悩みが、

全体の1/5ありましぜんたい ごぶんのいちた。

友人関係ゆうじんかんけいの悩み相談が一番多く、学校や家庭がっこう かていのこと、心の悩み相談などもあります。

相談員が、あなたの気持ちに寄り添って話を聴き、一緒に考えます。相談は1回だけでもいいし、何回してもいいです。あなたの近くに出かけていくこともできます。あなたが希望すれば、サポート委員と共に考えていきます。
 (※サポート委員は、弁護士や大学の先生、臨床心理士がいます。)



発行：宝塚市子どもの権利サポート委員会 宝塚市売布東の町12番8号フレミア宝塚2階

☎ 0120-931-170

(日曜・祝日・年末年始はお休みです)

月～金曜日 13時～19時

土曜日 第1・3火曜日10時～17時

ひみつは
まもります

※保護者の方等のご相談も受け付けていますが、解決の主体は“子ども”であることをご説明し、サポート委員会が直接子どもの話をお聴きたいということをお伝えしています。

こ けんり さほ - といいんかい
子どもの権利サポート委員会だより

～2016年9月発行 第5号～小学校高学年版



みなさんは、子どもの権利サポート委員会を知っていますか？
 クイズに答えてみてね！



クイズ1

どこにありますか？

- 宝塚市役所の2階
- フレミア宝塚(大型児童センターのある建物)の2階
- 宝塚市立図書館の2階

こたえ

②フレミア宝塚(大型児童センターのある建物)の2階



クイズ2

だれが何をするとこどころですか？

- 困った時に子どもが相談をするところ
- 大人が勉強するところ
- 子どもが遊ぶところ

こたえ

①困った時に子どもが相談をするところ(電話や直接来て相談します)



どんな相談でもいいよ

クイズ3

月～金(第1・3火除く)は何時から何時まで利用できますか？

- 10時～17時
- 12時～18時
- 13時～19時

こたえ

③13時～19時

※土曜日/第1・3火曜日は10時～17時です



相談員がお話を聴きます
 電話でも、来てくれてもいいよ

相談することは、とても勇気があると思います。相談をすることで、どうなるんだろうという不安もあると思います。でも、相談してくれた子たちからは、「相談してよかったです、ほっとしました、頑張ってみます」という声をよく聞きます。私たちは、皆さんの応援団です。

発行：宝塚市子どもの権利サポート委員会 宝塚市売布東の町12番8号フレミア宝塚2階

☎ 0120-931-170

(日曜・祝日・年末年始はお休みです)

月～金曜日 13時～19時

土曜日 第1・3火曜日10時～17時

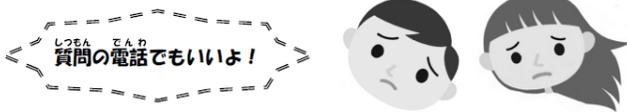
ひみつは
まもります

※保護者の方等のご相談も受け付けていますが、解決の主体は“子ども”であることをご説明し、サポート委員会が直接子どもの話をお聴きたいということをお伝えしています。

けんり さ ほ - と い い ん か い
子どもの権利サポート委員会だより
 ～2017年2月発行 第6号～小学4・5年生版

しょうがっこうこうがくねん そろだん
小学校高学年のみなさんから、こんな相談がありました。

- ともだち あ ●友達^{ともだち}がネットのトラブルからいじめに合い、どうしたらいいかと心配^{しんぱい}している。
- おな ちく こ じぶん わるくち い きも ●同じ地区の子から自分の悪口を言われていやな気持ちになる。
- おこ かな とき でんわ しつもん ●怒られて悲しい時に電話していいですか？と質問がありました。



どうしようかと困った時に、サポート委員会にお電話くださいね。
 お手紙でも、直接来てくれてもいいよ。
 あなたにとって一番いい方法をいっしょに考えます。名前は言いたく
 なければ言わなくてもいいし、上手にしゃべらなくてもいいよ。
 一回の相談で解決しなければ、何回も同じ内容を相談してもいいよ。

お話しかせてね。まっています。

ホームページも見てね！（[子どもの権利サポート委員会]で検索！）

0120-931-170
 月～金曜日 13時～19時
 土曜日 第1・3火曜日 10時～17時

（日曜・祝日・年末年始はお休みです） 宝塚市売布東の町12番8号フレミラ宝塚2階



※保護者の方等のご相談もお受けしていますが、解決の主体は“子ども”であることをご説明し、サポート委員会が直接子どもの話をお聴きたいということをお伝えしています。

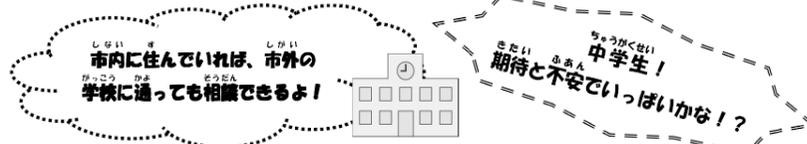
けんり さ ほ - と い い ん か い
子どもの権利サポート委員会だより
 ～2017年2月発行 第6号～小学校6年生版

みなさん、もうすぐ中学生ですね。

宝塚市に住んでいる、また宝塚市内の学校に通っている子どもは、中学生になってもサポート委員会に相談できます。

中学生生活で困ったな、不安だなという時には、サポート委員会のことを思い出して電話してくださいね。直接来てくれてもいいですよ。

配布のボールペンを見るたびに、思い出してくれたらうれしいです。



あなたにとって一番いい方法をいっしょに考えます。名前は言いたく
 なければ言わなくてもいいし、上手にしゃべらなくてもいいよ。
 一回の相談で解決しなければ、何回も同じ内容で相談してもいいよ。

お話しかせてね。まっています。

ホームページも見てね！（[子どもの権利サポート委員会]で検索！）

0120-931-170
 月～金曜日 13時～19時
 土曜日 第1・3火曜日 10時～17時

（日曜・祝日・年末年始はお休みです） 宝塚市売布東の町12番8号フレミラ宝塚2階



※保護者の方等のご相談もお受けしていますが、解決の主体は“子ども”であることをご説明し、サポート委員会が直接子どもの話をお聴きたいということをお伝えしています。

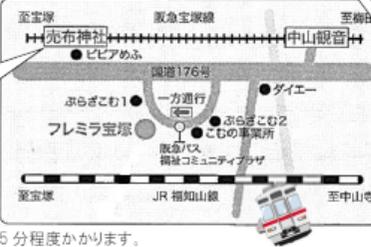
子どもの権利サポート委員会だより

～2016年5月発行 第4号～ 中学生版

予約なしで相談できます！

※ サポート委員会の相談室はプレミア宝塚の2階にあります。

阪急売布神社駅から徒歩約10分、中山観音駅から徒歩約10分です。



1階入口総合受付に「相談に来た」と伝えて下さい。

仲間と一緒にスポーツや趣味、学習などができるスペースがあり、主に中高生の居場所として平日午後9時まで開館しています。

※JR 中山寺駅からは、徒歩15分程度かかります。

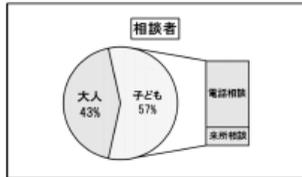
フリーダイヤル(無料)での電話相談も受け付けています。

※プレミア宝塚 老人福祉センターと大型児童センターの複合施設

相談の多かった内容を紹介。気軽に相談してくださいね。

～平成27年度・相談状況～

平成27年4月から平成28年3月まで



一昨年度の相談総数の内、18歳以下の子どもからの相談割合は、全体の半数以上を占めました。内訳は、電話相談が75%程度、直接相談室を訪ねてくれた人は25%近くいました。

一相談内容で多かったのは、人間関係の悩み(友人・先輩・先生・家族)・ネットトラブル・いじめの悩み・心身の悩み・学校の対応についての相談でした。

一1回の相談で悩みが解決した人は全体の7割強でしたが、残りの3割弱の人は継続して相談されています。

回数	割合
1回のみ相談	72%
継続相談	28%

発行：宝塚市子どもの権利サポート委員会 宝塚市売布東の町12番8号プレミア宝塚2階

0120-931-170

月～金曜日 13時～19時
土曜日 第1・3火曜日10時～17時

(日曜・祝日・年末年始はお休みです)

ひみつは
まもります

子どもの権利サポート委員会だより

～2016年9月発行 第5号～ 中学生版

そんな時に役立つのがこのカード!!

ジャン!!

友通、家、学校のことなど、相談は何でもOK!

ある日

親に...
部活でもめた
学校は...
先生が...
ケンカしちゃった
クラスで...

お電話してくれてありがとう。親や先生に知られずに相談ができます。あなたが納得できる解決方法を一緒に考えましょう。

電話で相談なんて大丈夫かな...

相談員

内緒で電話をしよう...

ちょっとしたことで話を聞いてもらった。

納得するまで一緒に考えてもらった。

ほっとした。

予約なしの直接来所もOKです!

次号へつづく...

ひみつはまもります

0120-931-170

(日曜・祝日・年末年始はお休みです)

月～金曜日 13時～19時
土曜日 第1・3火曜日10時～17時
宝塚市売布東の町12番8号プレミア宝塚2階

※保護者の方等のご相談もお受けしていますが、解決の主体は「子ども」であることをご説明し、サポート委員会が直接子どもの話をお聞きしたいということをお伝えしています。

子どもの権利サポート委員会だより

～2017年2月発行 第6号～ 中学1・2年生版

① 今日

子どもの権利サポート委員会ってなんだろう？

相談できるとは書いてあるけど…

② 関係ないし…

やばくない？ まあ、いいか。

ちょっと待って!!

ジャン!!

相談員

③ ビックリした… どこから出てきた？

HPもみてね。

大勢の中・高校生が電話してくれているよ。親や先生に知られずに話ができます。あなたが納得できるように一緒に考えましょう。

※交友関係の悩み、いじめ、ちょっと話を聴いてもらいたいなど、どんな話でもOK!!

子どもの権利サポート委員会 検索

④ 聞いてもらいたいことがあるのですが…

はい、子ども権利サポート委員会です。

翌日

次号へつづく…

ひみつは ますります

予約なしでの直接来所もOK!

0120-931-170

(日曜・祝日・年末年始はお休みです)

月～金曜日 13時～19時
土曜日 第1・3火曜日10時～17時

宝塚市売布東の町12番8号フレミア宝塚2階

※保護者の方等のご相談もお受けしていますが、解決の主体は“子ども”であることをご説明し、サポート委員会が直接子どもの話をお聞きしたいということをお伝えしています。

子どもの権利サポート委員会だより

～2017年2月発行 第6号～ 中学3年生版

① 卒業式当日

楽しかった

今日で卒業…

入試頑張る

別れが づらい…

高校生活が心配…

② 子どもの権利サポート委員会のボールペンだよ。

ビックリした… どこから出てきた？

ジャン!!

相談員

中学卒業しても相談できるのかな？

③ 親や先生、先輩など誰にも知られずに話ができるよ。あなたが納得できるように一緒に考えましょう。

HPもみてね。

覚えておいてね。

中学を卒業しても ①宝塚市に住んでいる ②宝塚市内の学校に通っている ③宝塚市内で働いている、のいずれかに当てはまれば相談できるんだよ。

子どもの権利サポート委員会 検索

※交友関係の悩み、いじめ、ちょっと話を聴いてもらいたいなど、どんな話でもOK!!

④ 聞いてもらいたいことがあるのですが…

はい、子ども権利サポート委員会です。

2ヵ月後

ひみつは ますります

予約なしでの直接来所もOKです!

0120-931-170

(日曜・祝日・年末年始はお休みです)

月～金曜日 13時～19時
土曜日 第1・3火曜日10時～17時

宝塚市売布東の町12番8号フレミア宝塚2階

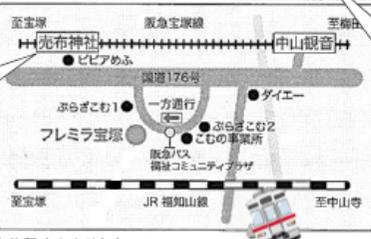
※保護者の方等のご相談もお受けしていますが、解決の主体は“子ども”であることをご説明し、サポート委員会が直接子どもの話をお聞きしたいということをお伝えしています。

子どもの権利サポート委員会だより

～2016年5月発行 第3号～ 高校生版

予約なしで
相談できます！

サポート委員会の相談室はプレミラボ塚の2階にあります。



阪急売布神社駅から徒歩約10分、中山観音駅から徒歩約10分です。

※JR 中山寺駅からは、徒歩15分程度かかります。

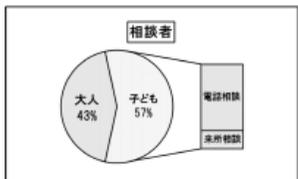
フリーダイヤル(無料)での電話相談も受け付けています。

※プレミラボ塚 老人福祉センターと大型児童センターの複合施設

相談の多かった内容を紹介し、気軽に相談してくださいね。

～平成27年度・相談状況～

平成27年4月から平成28年3月まで



一昨年度の相談総数の内、18歳以下の子どもからの相談割合は、全体の半数以上を占めました。内訳は、電話相談が75%程度、直接相談室を訪ねてくれた人は25%近くいました。

一相談内容で多かったのは、人間関係の悩み(友人・先輩・先生・家族)・進路の悩み・いじめの悩みでした。

→1回の相談で悩みが解決した人は全体の7割強でしたが、残りの3割弱の人は継続して相談されています。

回数	割合
1回のみ相談	72%
継続相談	28%

発行：宝塚市子どもの権利サポート委員会 宝塚市売布東の町12番8号プレミラボ塚2階

☎ 0120-931-170

月～金曜日 13時～19時
土曜日 第1・3火曜日10時～17時

(日曜・祝日・年末年始はお休みです)

ひみつは
まもりまします

子どもの権利サポート委員会だより

～2016年9月発行 第4号～ 高校生版

そんな時に役立つのがこのカード!!

ジャン!!

相談員

友達、家、学校のことなど、相談は何でもOK!

ある日

親に…

部活でもめた

進路は…

ケンカしちゃった

先生が…

クラスで…

お電話してくれてありがとう。親や先生に知られずに相談ができます。あなたが納得できる解決方法を一緒に考えましょう。

電話で相談なんて大丈夫かな…

Run Run

内緒で電話をしてみよう…

※サポート委員会は、あなたの『最善の利益』になる解決法を一緒に考えていきます。何があなたの『最善の利益』かは、あなた自身が決めることなので、サポート委員会が意見を押し付けたりしません。『最善の利益』の実現のために一緒に考えていきましょう。

ちょっとしたことで話を聞いてもらえた。

ほっとした。

納得するまで一緒に考えてもらえた。

予約なしでの直接来所もOKです!

次号へつづく…

☎ 0120-931-170

月～金曜日 13時～19時
土曜日 第1・3火曜日10時～17時

(日曜・祝日・年末年始はお休みです)

宝塚市売布東の町12番8号プレミラボ塚2階

ひみつは
まもりまします

3 啓発活動

◇フレミア宝塚 秋まつり（平成 28 年 10 月 30 日開催）

毎年恒例の秋まつりに参加しました。

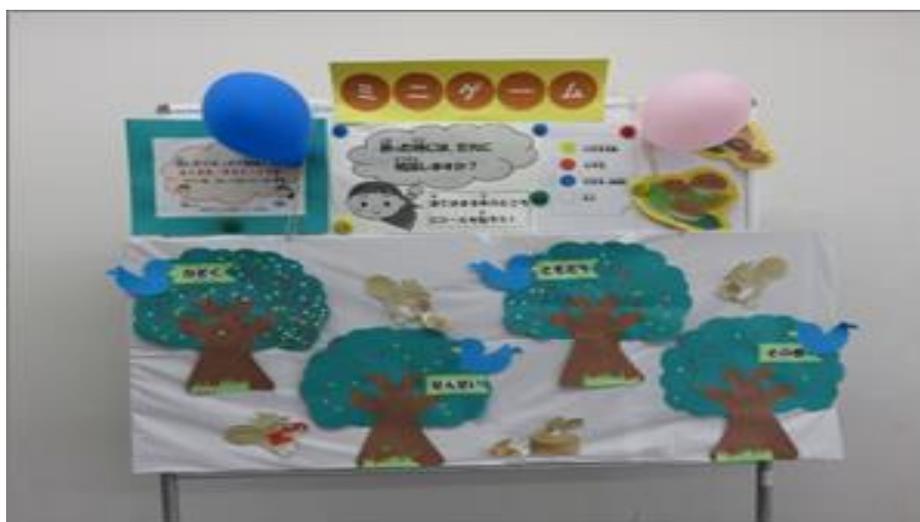
フレミア宝塚館内のクイズに答えてもらう一つに宝塚市子どもの権利サポート委員会に寄ってもらい、来てもらった方へアンケート「困ったときには誰に相談しますか？」次ページ写真の台紙にシールを貼って答えてもらいました。

200 名程度の参加があり、子どもの権利サポート委員会を知ってもらう機会になりました。



-フレミラ宝塚 秋まつり-

<アンケート>



「困ったときには誰に相談しますか？」					
	かぞく	せんせい	ともだち	その他	合計
小学生未満	24	12	10	2	48
小学生	88	11	31	11	141
中・高校生	0	0	2	0	2
大人	28	0	7	2	37
合計	140	23	50	15	228

◇子どもの権利学習を行いました（平成 28 年 12 月 8 日開催）

逆瀬台小学校校区人権啓発学習に、PTA、地域の方、教職員等 30 名ほどが参加されました。「子どもの人権～保護者と子どもとの関わりについて～」をテーマに西委員よりお話され、相談員より子どもの権利サポート委員会の紹介行いました。



(おわりに)

『フレミラ』に在ることの意味

～子どもの居場所と相談・救済～

子どもの権利サポート委員会委員（委員長代理） 浜田 進士

はじめに

宝塚市子どもの権利サポート委員会は、子どもが自らの権利侵害を主体的に解決していくために、大型児童館がある『フレミラ』の2階に相談窓口を設置しています。子どもたちが安心して相談するには「居場所」という「場のチカラ」が必要です。『フレミラ』に在ることが、子どもたちのSOSの早期発見や権利回復に役立つのではないかと、という点について少し考えてみます。

言い訳ができる居場所

現在、全国各地に相談救済窓口が設置されているにもかかわらず「なかなか子どもから直接電話をしてこない」。面談に来る子どもは「市役所の中に相談室があるから、すごく緊張している」という声を多く聞きます。一方で、たき火や木のぼりなどができる冒険遊び場のプレーリーダー、子ども食堂のボランティアが「最近、自分たちでは抱えきれない、しんどい相談を子どもたちから受ける。児童相談所に通報するかどうか悩むことが多い」と語るケースが増えています。子どもたちは「相談窓口」という直接的な看板を掲げた場所よりも、学校なら保健室や図書室、地域なら遊び場や児童館など、まわりの子どもたちに「おれ、別に相談になんかいてないよ」と「言い訳ができる居場所」を必要としているのではないのでしょうか。

居場所が持つ相談救済機能

西野博之は、神奈川県で川崎市子ども夢パークという総合的な子どもの居場所を運営しているが、「居場所のもつ相談機能」として4つの点を挙げています。

① 壁のない相談～遊び場や暮らしの中での相談～

居場所は相談という言葉が独り歩きしないような場である。たき火を囲んで何気なく話を聴いたり、リビングでお茶を飲みながら語ったりすることができる。話し手も聴き手も気負いがなく、リラックスした雰囲気の中で自然と本音を語るすることができる。

② ながら相談～時と場を選ばない相談～

居場所では食べたり飲んだりしながら、ゲームをしたり楽器を弾いたりしながら、いつでもどこでも相談は始まる。その子が話したいタイミングで、一番話を出しやすい環境の中で話す関係をつくっていく。

③ 居場所は特定の聴き手をつくらない

固定化された不自然な相談関係をつくらないのが居場所である。子どもが子どもの話を聴くという関係もあるかもしれない。話し手と聴き手が双方向で

あり、セルフヘルプ機能を持ちうるというのも居場所の特徴である。

④ 発見する相談

子どもは自ら一人で相談機関を訪ねることはまずしないが、居場所の中では子どもの異変に気づくチャンスが豊富にある。居場所では子どもが相談するのを待っているのではなく、子どもとの日々の関わりの中から、子どもの変化に気づいていく。

宝塚市『フレミラ』のスタッフと子どもの権利サポート委員会の相談員とは直接連携しているわけではなく、サポート委員会が上記の相談環境を整えているわけでもありません。しかし、『フレミラ』という遊び場に相談窓口があることで、この4つの相談機能に近い取り組みができていますと考える。

第1に、『フレミラ』を利用する子どもたちからの相談があること。第2に、『フレミラ』に在ることで最初の面談がリラックスできていること、第3に、『フレミラ』にはいろんなスペースがあり、子どもの状況に合わせて相談する場所を選ぶことができること、第4に、相談内容が解決した後も遊びのついでに立ち寄ってくれること、第5に、相談員は子どもたちが立ち寄って何も相談してこなくても受け入れていること、第6に「ミニ宝塚」などの遊びのイベントを通じて相談窓口を知ってくれていることなどです。

子どもたちは、暮らしの中でいろんな人や場所をわたり歩き、いろんな表情を見せながら、自分がどこでSOSを伝えることができるかを選びとっています。子どもが、SOSを発信しやすいかどうかは「どんなまなざしをもった人がいるか。その場所が安心して信頼できる居場所であるか」という点に大きく依存しています。

子どもには『フレミラ』のロビーや遊び場のように多様な人たちの存在を意識する場所が必要です。それは、死にたいぐらいの気持ちなのに、誰にも相談せずに我慢している子どもに「チャレンジするための多様な選択肢があるよ」「いろんな場所でどんな人に相談したいかを試す時間とすき間が確保されているんだよ」と『フレミラ』の環境を通して気がついてもらうことでもあります。

課題

居場所と相談・救済の機能を組み合わせることの課題や問題点もあるかもしれません。『フレミラ』にサポート委員会があることを強調しすぎることは、遊びの権利の保障など居場所のもつ包括的・ホリスティックな側面が損なわれ、矮小化されてしまうことになりかねません。双方のスタッフが安易に連携して既存の専門機関につなげることは子どもとの信頼関係を壊すことにもなりません。そうした課題も留意しつつ、これからも『フレミラ』にある相談救済機関の良さを引き出していきたいと思います。

以上

子どもの思いをくみとること

子どもの権利サポート委員会委員 西 友子

昨今、連日のように子どもにまつわる悲しい事件が報道されています。その子ども達は、たくさんのおもひがあり、それらを訴えているのです。我々大人たちは、子どもたちのいろいろな声を、はたしてきちんと聞きとれているのでしょうか。

カウンセリングに来られるクライアントの方々は様々な課題を持ってこられます。多くは、自分の課題に正面から向き合い、課題解決に向かわれます。ですが、中には他者から見ると、それほどの問題でないことでも本人にとってはとても大切なことで、その問題のせいで、日常の生活がままならない状態になっておられる場合や、その逆で、もっと慌てないととんでもないことになるであろうことに、全く気づいておられず、違うことにばかりに気をとられておられる場合など、本人にとっての価値観のせいで、心理的には多大なストレスを抱えることになっておられる方もおられます。大人ですら、このようなことが起きるのですから、子どもにいたっては、自分の中で不適応を起こしている原因はわからぬまま、ただ、辛さや苦しきだけを抱えてしまっていることがとても多いようです。それでも、何らかの安定感を得るために、自分なりに事態の因果関係と対策を考えます。それが、うまくいけばよいのですが、どこかでバランスを崩してしまい、ますますしんどくなってしまう、ということも起こる可能性が否めないのです。

そもそも、何らかの問題に対する解決策を考える場合には、状況の正確な分析と、それらを受けとめている関係者の真のおもひをどれだけ把握出来るかがとても重要になります。大人でもこれらはかなり難しいことなのですが、子どもはもっと困難です。思考というものは、通常、言語で考えます。換言すると、言語の能力分しか考えられないことになります。しかし、他者に訴えるときは、その、言語を用いないと伝わりません。言葉にならない感情は表現することが出来ないのです。我々は、その言葉にならないおもひを気づき、汲み取ることから始めないといけないのです。とはいえ、この情報の発達した時代ですから、子ども達はあちこちから言葉を覚えます。また、家族の語る内容からも、思考のパターンを学びます。それらは、本人の本当のおもひに大きな影響を与えます。

本当に誰かに伝えたい内容は、本人の意識にのぼらず、言葉にならない感情としてだけ表れてしまうのです。

子ども達は、その言葉にならない思いを行動化します。それしか表現する方法がないからです。同級生とうまくいかなくて、学校に行けない子も、意地悪なことを誰かに言ってしまう子も、それぞれ心が何かを訴えているのだと思われれます。それらを踏まえた上で、ゆっくりと心に寄り添って言葉を聴いていくことで、本人達の本当の声が聴けるのです。「思いをくみとる」ということは、言葉だけでなく、関わりの中でこころの言葉を受けとめることだと思っています。

相談をしてくる子どもは、日々の暮らしの中で様々な環境に影響を受け、翻弄され、一進一退を繰り返しながら、しかし、成長をしていきます。こころの成長は本人しか出来ないことですが、環境の調整は支える大人が行うことです。そして、何より、信じられる大人が身近にいることで、安心して生活できるということを確信して欲しいと思います。



子どもの権利サポート委員会の啓発についての試み

子どもの権利サポート委員会相談員

私たち3名の相談員は、日々、子ども達からの電話を直接受けたり、会って話を聴きますが、基本的には、子ども達からのアクションを待っている状態となるので、「どうしたら、子ども達が困った時に、子どもの権利サポート委員会のことを思い出して相談してくれるか？」をいつも考えています。

年2～3回発行するお便りも、少しでも子どもの目に留まり、困った子どもが相談してみようと思ってもらえるように、毎回工夫を凝らすようにしています。小学校低学年、小学校高学年、中学生、高校生とで違うお便りにして、子どもたちの目線に沿った内容を考えます。リーフレットやカードも、少しでもわかりやすいようにと、毎年デザインのマイナーチェンジをしています。

啓発グッズは毎年2～3月に配っており、今年は小学3年生にクリアファイルを、小学6年、中学3年生に赤ボールペンを配りましたが、そのグッズについても毎年何がよいかを検討し、少しでも長く手元に持っていてもらえるもの、使ってもらえるものをと考えます。

また、昨年度は、いろいろな新しい試みもしました。

その一つは、お手紙での相談も受けることにしたことです。まず、お手紙のフォームを作成し、ホームページからダウンロードできるようにしました。そして、そのお手紙フォームは、児童館や図書館などに置いてもらいました。お手紙は、普通の便せんで送ってもらってもよいことにしていますので、かわいい便せんで相談のお手紙が届いた時には、とてもうれしい気持ちになりました。

次に、もともとあるホームページも、子どもたちが身近に感じ、見てくれそうなページをめざして試行錯誤し、手を加えてみました。「Q&A」や、「のぞいてみよう」などのページを作成し、子どもの権利サポート委員会がどんなところでどんなことをするのかをわかりやすく説明しています。また、中高生がよく使うSNS（2017年4月からフェイスブック運用開始）を使った啓発も試みようとして準備しています。

これらの啓発活動の試みは、子ども自身がエンパワメントしていくことをめざしています。子ども条例に基づく相談・救済機関を設置している自治体のうち、宝塚市は、子ども自身からの電話が他市に比べて多いですが、心底困り果てて疲労困ぱいした子どもが自ら相談をするということは、本当に多大な勇気

とエネルギーが必要です。中高生になると、思春期と重なり余計に相談することに対しての敷居が高くなって来るようにも感じます。そこで、できれば小学生の時に、どんな小さいことでもよいので、「相談をして一緒に考えていく」ということをぜひ経験してほしいと思っています。そして、頼れる大人の存在を感じ、子ども自身の気持ちを大切にすることや、子どもの思いを中心として解決していくという過程を経験し、子ども自身が成長していってくれることが私たちの願いです。



<参考資料>

◆子どもの権利サポート委員会の制度◆

I 子どもの権利サポート委員会設置経緯

1 子どもの人権擁護の第三者委員会の設置

「いじめ及び体罰に係る子どもの人権擁護委員」制度を要綱施行(平成 25 年(2013 年) 5 月 1 日)

社会問題化しているいじめや体罰という子どもへの人権侵害に対して、第三者委員を通して子どもの人権を守ることを目的とし、いじめ及び体罰に係る子どもの人権擁護委員を設置し平成 25 年 5 月に「いじめ・体罰専門相談窓口」が開設されました。

2 宝塚市子ども審議会での審議

並行して、宝塚市子ども審議会(以下、「子ども審議会」という。)では、平成 25 年(2013 年)7 月 2 日に宝塚市長から「子どもの人権擁護のあり方について」諮問を受け、小委員会を立ち上げ、平成 26 年 3 月までに小委員会 8 回、全体会 4 回(子どもの人権擁護のあり方を審議したのみ)の会議を開催し、各委員により積極的な議論が交わされ、審議の結果、条例案を示し、条例化が必要であると答申されました。

(1) 子どもの権利に関する意識調査

平成 25 年(2013 年)8 月、「子どもの人権擁護のあり方について」の審議の参考として、子どもたちの声を聴くため、アンケート調査が行われ、その結果、子どもの権利を大切に思っている子どもは多く、子どもに寄り添った相談窓口が必要との認識が共有されました。

また、子どもの相談を受けている相談機関や児童館などの職員にも意識調査を行い、その結果、子どもの意見を尊重することや、擁護することが求められていることを認識されました。

(2) パブリックコメントの実施

子ども審議会での「子どもの人権擁護のあり方について」の審議結果を踏まえ、平成 26 年（2014 年）1 月 31 日～3 月 3 日パブリックコメントが実施され、市民からの意見が反映されました。

さらに、パブリックコメント意見について、審議が行われました。

(3) 子ども審議会からの答申

平成 26 年（2014 年）4 月 7 日「子どもの人権擁護のあり方について」子ども審議会審議結果の答申を市長に対して行われました。

3 子どもの人権サポート委員会条例制定

平成 26 年（2014 年）6 月市議会に提案し、全会一致により可決され、同年、6 月 30 日に公布されました。条例の運用については、準備期間を経て、平成 26 年（2014 年）11 月 1 日施行とし、「子どもの人権サポート委員会」が設置されました。

Ⅱ 子どもの権利サポート委員会とは

1 事業内容

個々の子どもに寄り添う個別救済制度としては、出来るだけ「簡易・迅速な制度」であることが求められることから、1つの案件に対して1人の子どもの権利サポート委員が進行管理を担当する独任制で、また、勧告、公表などの決定をする際には子どもの権利サポート委員会として合議制機関で運用する制度としています。

2 対象者

子どもに係る権利侵害についての相談は誰でもできるものとし、救済申し立てについては当事者たる子ども又はその保護者からできることとしています。

※子どもの定義・・・市内在住、在勤、在学及び市内にある学校等に通学等している子ども（18歳未満）及びそれに準ずる19歳までの者

3 相談体制

（委員）3人（弁護士） 田中 賢一

（任期平成26年（2014年）11月1日から
（再任）

30年（2018年）10月31日まで）

（大学講師） 浜田 進士

（任期平成26年（2014年）11月1日から
（再任）

30年（2018年）10月31日まで）

（臨床心理士）西 友子

（任期平成27年（2015年）4月1日から
29年（2017年）3月31日まで）

（相談員）3人（非常勤嘱託職員）

（事務局職員）1人（子ども政策課職員）

（受付時間）月～金 13：00～19：00、

土および第1・3火 10：00～17：00

（年末年始、日・祝日は休み）

（受付方法）電話 0120-931-170、来所、インターネット受付、手紙

（場 所）宝塚市売布東の町 12-8 フレミラ宝塚 2 階

（最寄り駅：阪急売布神社駅 または 阪急中山観音駅）

4 位置づけ

子どもの権利サポート委員会は、行政機関からの独立性が確保され、子どもの権利救済を図るため、第三者的に子どもに寄り添う専門機関です。同委員会は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づく市長の附属機関として設置されました。

なお、市長の附属機関ですが、子どもの権利サポート委員会が子どもの権利救済を簡易かつ迅速に活動でき、子どもの最善の利益を具体的に実現していくために「子どもの権利サポート委員会条例」で必要な権限が付与されています。

また、条例に基づき子どもの権利擁護及び権利侵害の防止等のことについて必要があると判断した場合など市長に対して意見をすることもできます。

さらに、いじめ防止対策推進法第30条第2項の再調査機関として位置づけられています。



5 相談・救済の流れ

1 相談方法

- 電話での相談はフリーダイヤル（0120-931-170）^{きゅ-さい い-なまる}で受けています。
- 来所での相談は、プレミア宝塚2階子どもの権利サポート委員会事務局内で対応しています。
- インターネットでの相談は、市HPから入力により、受付のみ行い、折り返しお電話で対応しています。
- 手紙による相談（平成28年12月より開始）では、お手紙フォーム等で受付し、お手紙の内容により対応しています。

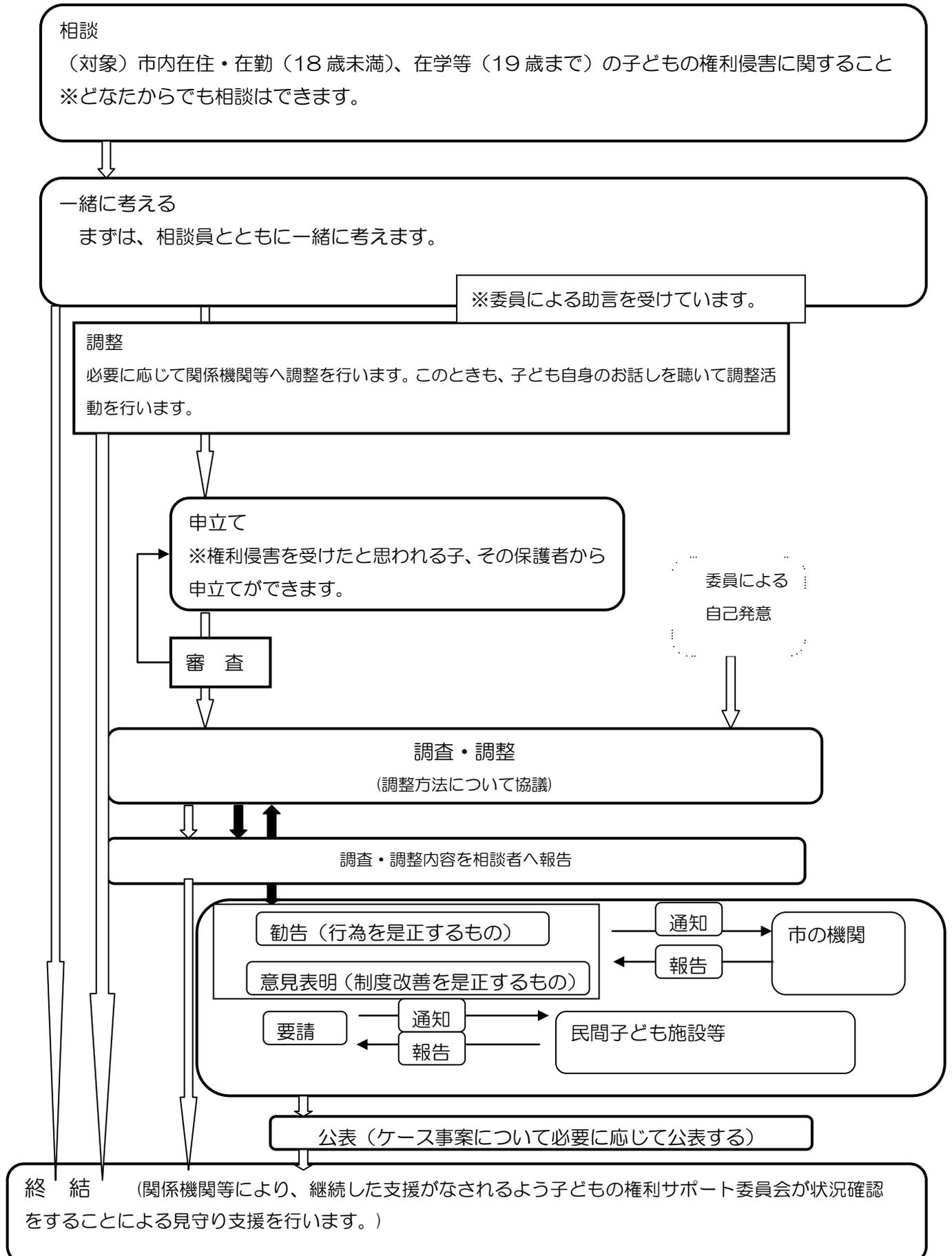
2 相談できる人

- 子どもの権利救済に関することはどなたでも相談できます。

3 相談・救済の流れ

- 最初に、相談員がお話をお聴きします。じっくりお話を聴き、一緒に考えていきます。
- 子どもの権利サポート委員による助言により、子どもに寄り添ったり、委員による面談を実施し調整活動等を行います。
- 子どもの権利サポート委員は、子どもが希望する場合は、問題に関わる人々や機関に対して、子どもの気持ちや意見を代弁します。子ども自身のために、関係機関の協力を得て活動を行います。
- 関係機関への働きかけを調整活動としており、調整、申立ての受付、場合によっては調査実施を行い、関係機関に対して改善の要望などを行います。
- 相談による調整活動等は、子ども自身のお話を聴かせていただくことを大事にし、どう思っているのかを子ども自身から話を聴いています。

子どもの権利サポート委員会相談・救済の流れ (図)



Ⅲ 子どもの権利サポート委員会条例

○宝塚市子どもの権利サポート委員会条例

平成26年6月30日

条例第21号

(設置)

第1条 宝塚市子ども条例(平成19年条例第10号)に規定する基本理念に基づき、子どもの権利を不断に擁護し、子どもの最善の利益を具体的に実現していくため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づく市長の附属機関として、宝塚市子どもの権利サポート委員会(以下「サポート委員会」という。)を置く。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 子ども 次のアからオまでに掲げる者をいう。

ア 市内に住所を有する18歳未満の者

イ 市内の事務所又は事業所で働いている18歳未満の者

ウ 市内に立地する次に掲げる施設に通学し、通所し、若しくは入所し、又は当該施設を利用している18歳未満の者

(ア) 学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する学校

(イ) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)に規定する児童福祉施設

エ ウに掲げるもののほか、市内に立地する施設に通学し、通所し、若しくは入所し、又は当該施設を利用している18歳未満の者

オ アからエまでに掲げる者に準ずる者で、規則で定めるもの

(2) 市の機関 市長その他の機関(議会を除く。)をいう。

(3) 民間子ども施設 第1号ウに掲げる施設又は同号エに規定する施設のうち、市が設置するもの以外のものをいう。

(4) 市民等 次のアからウまでに掲げるものをいう。

ア 市内に在住し、在学し、又は在勤する個人

イ 市内を拠点として活動する団体

ウ ア又はイに掲げるもののほか、権利侵害を受けたと思う子どもに関係する個人又は団体

(サポート委員会の組織)

第3条 サポート委員会は、5人以内の宝塚市子どもの権利サポート委員(以下「サポート委員」という。)により組織する。

2 サポート委員は、人格が優れ、子どもの権利について高い見識と専門性を有する者で、第三者的な独立性を保持し得るもののうちから、市長が委嘱する。

3 サポート委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、任期は、連続して3期までとする。

(解職)

第4条 市長は、サポート委員が心身の故障により職務を行うことができないと認められるとき、又はサポート委員として明らかにふさわしくない行為があると認められるときを除き、その職を解くことができない。

(委員長)

第5条 サポート委員会に委員長を置き、サポート委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、サポート委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名するサポート委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 サポート委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 サポート委員会の会議は、サポート委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 サポート委員会の会議の議事は、出席したサポート委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(サポート委員会の所掌事務)

第7条 サポート委員会は、第1条に規定する目的を達成するため、次に掲げる事務を所掌する。

(1) 第13条に規定する相談に関すること。

(2) 第14条から第20条までに規定する子どもの権利救済に関すること。

(3) 子どもの権利擁護及び権利侵害の防止に関して、必要な提言を市長に対して行うこと。

(4) 市長の諮問に応じ、子どもの権利擁護及び権利侵害の防止に関して、答申すること。

(サポート委員の責務)

第8条 サポート委員は、その職務の遂行に当たっては、専ら子どもの最善の利益を考慮し、公的良心の喚起者として、子どもの権利を擁護し、代弁するよう努めなければならない。

2 サポート委員は、市の機関、民間子ども施設及び市民等との連携及び協力を努めなければならない。

3 サポート委員は、その地位を政治的、営利的又は宗教的な目的のために利用してはならない。

(サポート委員の守秘義務)

第9条 サポート委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(市の責務)

第10条 市は、サポート委員会の制度が子どもを含む市民等に有意義に活用されるよう、積極的に広報その他の必要な施策を推進する。

(市の機関の責務)

第11条 市の機関は、第1条に規定する目的を踏まえ、サポート委員会の職務の遂行に関し、積極的に協力し、及び援助しなければならない。

(民間子ども施設及び市民等の責務)

第12条 民間子ども施設及び市民等は、第1条に規定する目的を理解し、サポート委員会の職務の遂行に関し、積極的に協力し、及び援助するよう努めなければならない。

(相談)

第13条 何人も、子どもの権利に関係する事項について、サポート委員会に相談をすることができる。
2 サポート委員会は、前項の相談があったときは、相談者に対して、必要な助言又は支援を行うとともに、必要に応じて当該相談に係る関係者間の調整を行う。

(権利救済の申立て)

第14条 権利侵害を受けたと思う子ども又はその保護者は、サポート委員会に対して、権利救済の申立てをすることができる。

(調査の実施)

第15条 サポート委員会は、前条の申立てを受けたときは、その申立ての内容を審査し、必要があると認めるときは、調査を実施するものとする。
2 サポート委員会は、第13条に規定する相談の内容又は子どもの権利に関する独自に得た情報により必要があると判断したときは、調査を実施することができる。
3 サポート委員会は、前2項の調査を実施すべき内容が次の各号のいずれかに該当するときは、当該内容に関する調査を実施しない。
(1) 議会の権限に属する事項であるとき。
(2) 裁判係争中の案件であるとき。
(3) サポート委員の活動及び身分に関するものであるとき。
(4) 重大な虚偽が含まれているものであるとき。
(5) 前各号に掲げるもののほか、調査の実施が相当でないことが明らかなものであるとき。
4 サポート委員会は、調査開始後においても、前項各号のいずれかに該当することが明らかになったときは、調査を中止することができる。

第16条 サポート委員会は、必要があると認めるときは、市の機関に説明等を求め、その保有する関係書類その他の記録を閲覧し、又はその写しを提出させることができる。

2 サポート委員会は、必要があると認めるときは、民間子ども施設及び市民等に対し、資料の提出、説明その他の協力を求めることができる。
3 サポート委員会は、特に必要があると認めるときは、専門的又は技術的な事項について、専門機関

に対し調査、鑑定、分析等の依頼をすることができる。この場合において、サポート委員会は、依頼した事項の秘密の保持に関し必要な措置を専門機関に対して講じなければならない。

(調査結果の通知及び勧告等の措置)

第17条 サポート委員会は、前2条の調査の結果を申立人に通知するものとする。

2 サポート委員会は、前2条の調査の結果に基づいて、市の機関に対し、子どもの権利を侵害する行為の是正等を求める勧告又は子どもの権利救済に関する制度改善等を求める意見表明を行うことができる。

3 サポート委員会は、前2条の調査の結果に基づいて、民間子ども施設及び市民等に対し、必要な対応を促す要請を行うことができる。

4 サポート委員会は、第2項の勧告若しくは意見表明又は前項の要請を行ったときは、その内容について申立人に通知するものとする。

(報告)

第18条 市の機関は、前条第2項の勧告又は意見表明を受けたときは、適切な対応を図るとともに、サポート委員会に対して必要な報告を行わなければならない。

2 民間子ども施設又は市民等は、前条第3項の要請を受けたときは、適切な対応を図るとともに、サポート委員会に対して報告を行うよう努めるものとする。

3 サポート委員会は、前2項の報告があったときは、その内容を申立人に通知するものとする。

(公表)

第19条 サポート委員会は、子どもの最善の利益を図るために必要があると認めるときは、第15条及び第16条の規定に基づく調査の結果、第17条第2項の勧告若しくは意見表明若しくは同条第3項の要請又は前条第1項若しくは第2項の報告の内容について公表することができる。

2 前項の規定による公表に際しては、個人情報保護について、最大限に配慮しなければならない。

(見守り支援)

第20条 サポート委員会は、第15条から前条までに規定する事務が終了した場合においても、市の機関、民間子ども施設又は市民等に対して、第15条及び第16条の規定に基づく調査を実施した子ども(以下「当該子ども」という。)の状況の確認を行うことができる。

2 市の機関は、前項の確認を求められたときは、当該子どもの状況の報告を行わなければならない。

3 民間子ども施設又は市民等は、第1項の確認を求められたときは、当該子どもの状況の報告を行うよう努めるものとする。

(運営状況の報告等)

第21条 サポート委員会は、この条例の運営状況について、年次ごとに市長に対して報告し、その内容を公表するものとする。

- 2 サポート委員会は、子どもの権利擁護及び権利侵害の防止に関して、第7条第3号の提言を行ったときは、その内容について公表するものとする。
- 3 前2項の規定による公表に際しては、個人情報の保護について、最大限に配慮しなければならない。

(相談員)

第22条 サポート委員会の下でその職務を補佐するため、子どもの権利サポート相談員を置く。

(委任)

第23条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成26年11月1日から施行する。



宝塚市子どもの権利サポート委員会事務局

〒665-0867 宝塚市売布東の町 12 番 8 号
フレミラ宝塚2階

TEL 0797-91-2001 (事務局)

TEL 0120-931-170 (相談専用電話)

